

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算

議第16号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第17号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第18号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
- 日程第4 議第2号 専決処分の承認について
- 日程第5 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について
- 議第4号 垂井町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第9号 町道路線の認定について
- 議第14号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議第10号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議第11号 町道路線の認定について
- 日程第8 議第12号 宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について
- 日程第9 議第13号 不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について
- 日程第10 議第25号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議第26号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第27号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第28号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第29号 令和元年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 01 分 開会

○議長（後藤省治君） これより令和 2 年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

岐阜県内において新型コロナウイルス感染症が発生していることを鑑み、議会としても感染予防に取り組むため、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 19 日までの 17 日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は 17 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第 106 条の規定により、10 番 木村千秋君、12 番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 1 件及び監査委員から検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時 03 分 休憩

午前 9 時 15 分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第 2 議第 15 号 令和 2 年度垂井町一般会計予算

議第 16 号 令和 2 年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第 17 号 令和 2 年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第 18 号 令和 2 年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

- 議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算
議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算
-

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 令和2年度予算に係ります施政方針並びに提案説明の前に、御案内のとおり1月下旬から感染の規模を広げております新型コロナウイルス感染症について、さきの議会全員協議会でも御報告させていただいたところがございますが、先週、対策本部を設置いたし、鎮静化に向けて、これまで行事等の中止、あるいは延期、職員等のマスクを着用しての執務といった策をこれまで講じてきたところがございます。特に、卒業式につきましては一生に一度きりの大切な思い出となるものと存じますが、感染の拡大を防ぐためにも卒業生の方々のみで式を挙げる最小限の措置を取らせていただいたものでございます。どうか御理解いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、このたびの感染症でお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、今まさに正念場であると気を引き締めて、一日も早い日常生活が戻りますことを目指しまして情報収集を密にし、状況を見極め適宜検討・見直しを図ってまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和2年第1回垂井町議会定例会の開会に当たり、令和2年度予算案並びに関係諸議案審議をお願いするに際しまして、新年度における町政の基本方針を明らかに、町議会議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

これまで垂井町では、今まで皆様のお声と御期待に応えようと様々な施策を展開してまいりました。町民ニーズを的確に捉え、時代状況や社会経済の流れ、そして、また国や県の施策とも歩調を合わせながら各種の事業推進を図ってまいりました。地方自治体は常に成長し続ける使命を持っていると思いますが、そのためには我々は可能な限り新規事業の導入しかり、既存事業の見直ししかり、事務の改善しかりと不断の努力が求められておるところでございます。御承知のとおり昨年来、我々の生活を取り巻く環境につきましては、ますます変化の激しい時代を迎え、日本の国内だけ見ても、新型コロナウイルスをはじめ雇用問題、景気の問題、年金問題など、一方、我が垂井町におきましても企業誘致、旧庁舎の跡地、保育士の確保等々、実に難

問が山積しております。ここに来て、これまでとは違った新たな戦略を立てていく必要が生じております。

今、まさに我々は、次の世代に我々が育ってきた自然環境や歴史や文化をきちんと受け継いでいくためにも、受け継いできたものを見直すことが今求められているように思えてなりません。私一人では何一つ成し遂げることができません。町民皆様お一人一人の力をお借りしながら垂井町を強い町にしていきたいと、そのように思っております。どうか議員各位におかれましても御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、元来、垂井町には優れた交通網、めり張りのある四季、恵まれた自然、古き歴史といった多くの強みがございます。それらの垂井の強みや7つの地域の特色を最大限に生かし、垂井ならではのまちづくりを進めてまいりました。平成24年度から発足をいたしました地区まちづくり協議会では、地域課題を解決する取組を特色として生かしていこうとする動きも広まりつつございます。

全国的に人口減少が進む中、我が垂井町でも同じように人口減少は進んでおります。2015年10月に垂井町人口ビジョンと垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計方法に準拠した推計では、垂井町の総人口は、2015年の2万7,837人が2060年には1万7,960人になると予想されておりました。しかし、2060年の人口目標を2万1,000人といたし、人口減少の克服及び地域活性化に向けた取組を行っていくこととしたところでございます。このことから、人口の自然減に対しましては夫婦の数や子供の数を増やすこと、また社会減に対しては、定住を促し町外転出を防ぐとともに、働く人の数を増やすことや垂井を訪れる人を増やすことにチャレンジしなくてはなりません。策定時の2020年の展望人口は2万7,207人でありましたが、2月1日現在では2万7,106人で、100人ほど少ない状況でございます。

また、合計特殊出生率も策定時と比較いたしましても上昇の傾向になっておりません。これでは消費の減速で地域経済が縮小し、町として持続可能な人口構造とは言えなくなります。社会保障費の世代間の公平性が保てなくなるばかりでなく、公共サービスの低下による福祉環境の悪化も招くおそれがございます。

また今日、気象変動や自然災害、新しい感染症といった地球規模の課題が経済成長や社会問題にまで影響するようになってきております。このような状況を解決しようと2015年に国連で掲げられました17の目標がSDGsでございます。このSDGsでは、もう誰も置き去りにしない持続可能な社会づくりを目指しており、これには全世界が取り組むことが掲げられております。我が垂井町でも、総合計画で定めるテーマ別戦略や組織別行動計画を確実に実行・実現することで、SDGsの推進にも資する持続可能な活気あるまちを目指してまいります。

まちづくりの推進に当たりましては、誰もが幸せに暮らせるまちづくりをキーワードにして取り組んでまいります。そこで、令和2年度では、社会全体を活性化し持続可能なまちを実現する子供と子育て世代の支援に重点を置き、子育て家庭がゆとりを持ってかけがえのない子供

たちに子育てと教育ができるよう、また子供たちの夢と心身の健やかな成長を社会全体で応援するために、18歳までの医療費無償化と中学生の給食費無償化に取り組ませていただきます。出生に関する政策や数値目標の設定は、個人のプライベートにまで踏み込む問題でもございます。しかし、難しい問題ではありますが、正面から政策課題として実行しなくてはいけない時期になったと捉えております。私は、出産期や子育て期の世代に対する思い切った経済的な優遇策を導入することで、子育てに対する若い世代の負担感や非幸福感を解消していく取組が必要な時期に来ていると考えておるところでございます。

また、公共施設の整備といたしましては、小学校トイレ改修事業や、引き続き防災行政無線（同報系）設備更新事業などの防災対策事業の整備を進めてまいります。

それでは、予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って重要施策を御説明申し上げます。

第1のテーマは「協働」でございます。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 協働では、地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などに取り組んでまいります。

併せて、地域の多様な課題の解決に向けて団体が公益的な事業の実施方法を町に提案し、団体と町が協働して実施する団体提案型協働事業を継続いたし、町が提示する課題に対し、団体が具体的な事業の実施方法を提案し、町が団体へ委託して実施する行政提案型協働事業を積極的に推進してまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて自治会活動支援事業を継続して行ってまいります。

また、広報・広聴活動といたしましては、広報「たるい」やホームページの充実を行ってまいります。また、町民の皆様と直接対話する意見交換会を開催してまいります。

1-2. 人権では、女性が活躍できる社会環境の整備など、男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

また、町内に多数在住するブラジル人の方のスムーズな行政手続を支援するため、庁舎内にポルトガル語通訳窓口を設置するなど、多文化共生事業も進めてまいります。

そのほか、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発資料やリーフレットの作成など、人権に関する啓発・推進活動を進めてまいります。

第2のテーマは「安全・安心」でございます。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 防災・減災では、今年度着手をいたしました防災行政無線（同報系）設備の更新を引き続き行い、新たに国土強靱化計画を作成するとともに、地域防災計画及び地震ハザードマップの改訂も行ってまいります。

また、これらに加えて防災備蓄品の配備や自主防災組織資機材購入費の助成などに継続して取り組むとともに、これらを通じて災害に対する体制の整備や地域の防災力の強化に努めてま

まいります。

併せて、消防団員の資質向上、小型動力ポンプの更新や防火水槽の整備など、消防設備の充実にも取り組んでまいります。建築物の耐震診断や耐震補強、ブロック塀等の撤去への支援も引き続き行ってまいりますとともに、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も進めてまいります。

2-2. 生活安全では、新年度につきましては、新たに高齢運転者のペダル踏み間違い事故を防止するために高齢運転者交通安全対策補助金を創設するとともに、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の設置など、交通安全対策の取組を進めてまいります。

また、犯罪被害者等に対する支援を引き続き行ってまいりますとともに、公衆街路灯の設置を進めるなど、防犯対策の取組を進めてまいります。

併せて、公衆街路灯につきましては、省エネルギー推進のためLED化を継続して進めてまいります。

そのほか、小・中学校児童・生徒の保護者を対象とした一斉メール配信や通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援を行うなど、学校防犯体制の強化も図ってまいります。

次に、第3のテーマは「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

3-1. 土地利用では、新年度におきましては町全域の都市計画基本図の修正を行ってまいります。また、引き続き旧庁舎跡地等の活用の検討を進めてまいります。

併せて、都市再生整備計画事業の実施を進めるとともに、引き続き町都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

また、土地一筆ごとの正確な筆界確認や地図作成に向け、地籍調査につきましても継続して進めてまいります。

3-2. 道路では、道路改良1事業、舗装改良2事業、路側改良5事業の実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を図ってまいります。

また、国道や県道の改良を促進するため、関係機関に要望を引き続き続けてまいります。

そのほか、橋梁改良2事業を実施するとともに橋梁の定期点検を行い、緊急度に応じて補修にも取り組んでまいります。

次に、3-3. 地域公共交通では、巡回バスについて、これまでの住民ニーズなどを踏まえ、本年10月から新たなルート等の見直しによる新規運行を行うことにより、さらなる利便性の向上を図るとともに、今後とも民間事業者と連携を図りながら地域公共交通の形成に取り組んでまいります。

併せて、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性を図るため、不破高校スクール線につきましても引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

そのほか、JR東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてまいります。

3-4. 公園では、朝倉運動公園などの公園施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいりますとともに、必要な修繕・改修なども行ってまいります。新年度におきましては、体育センター内のトレーニングルームの拡張及び運動機器の増設を行い、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

併せて、利用者の声を生かした公園造りにも努めてまいります。

3-5. 空き家等対策では、相談会の開催や空き家バンクの運用など、総合的な空き家等の対策を推進してまいります。

3-6. 上水道では、引き続き上水道施設と簡易水道施設の維持保全に努めてまいりますとともに、配水管布設替え工事など、配水管網の整備・更新につきましても管路の耐震化に積極的に取り組んでまいります。

また、簡易水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組を継続し、新年度におきましては資産調査を行ってまいります。

次に、3-7. 下水道では、継続して公共下水道事業計画区域内における管網整備を行うとともに、新年度におきましては浄化センター水処理施設増設事業に着手するなど、公共下水道事業の推進に取り組みます。

そのほか、公共下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組にも着手し、新年度におきましては基本計画を策定してまいります。

併せて、浄化センターや農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

3-8. 環境では、環境汚染の防止や不法投棄の防止などの取組を進めるとともに、エコドームのより一層の利用促進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

併せて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、耐火物補修工事などの実施により、ごみ処理施設等の充実を図りながら、今後とも安定したごみ処理体制の確保に努めてまいります。

次に、第4のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。

4-1. 工業では、引き続き優良企業の誘致に取り組むとともに、町内に工場の新設・増設をされた企業に対して交付いたします工場等設置奨励金につきましても取り組んでまいります。

そのほか、勤労者や離職者への支援なども継続してまいります。

4-2. 商業では、新年度におきましては、これまで行ってまいりました住宅リフォーム助成制度について一部見直しを行い、9月から新たに移住に伴い住宅を新築、購入及び空き家を

購入される際に補助する制度を追加してまいります。

また、引き続き商業振興を図るため、商工会事業の支援を行ってまいりますとともに、新たに中小企業小口融資利子補給金の制度を創設いたし、町内の中小企業への支援を行ってまいります。

4-3. 観光では、引き続き観光ボランティアガイドの育成及び観光協会への支援を行ってまいりますとともに、特産品のPR及び町外イベント出展への助成などにも取り組んでまいります。

併せて、ハイキングコースや休憩所などの観光施設の整備も進めてまいりますとともに、観光基本計画の推進に向けた事業にも取り組んでまいります。

4-4. 農業では、水田営農におけます農地中間管理事業による担い手への農地集積を推進するため、高性能農業機械導入事業、機構集積協力金交付事業及び新規就農者への支援を行ってまいります。

併せて、有害鳥獣による農作物等の被害を防止・低減させるため、有害鳥獣被害対策事業を継続して実施してまいりますとともに、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全管理の取組を支援する多面的機能支払事業などにつきましても継続して進めてまいり所存でございます。

また、圃場整備事業につきましても、引き続き栗原地区の整備を進めており、併せて平尾地区の整備につきましても、地元の皆様の意見を集約調整して進めてまいります。

さらに、北部幹線農道整備事業も継続してまいります。

4-5. 林業では、新年度におきましては森林経営管理権集積計画を作成し、森林の維持管理を推進してまいります。引き続き、林道明神線開設工事を進め、森林居住環境整備事業に取り組んでまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など、一般造林事業も行なってまいります。

併せて、林業振興事業といたしましては、林道維持補修工事を進め、安全な林道整備に努めてまいります。

次に、第5のテーマは「福祉・健康」であります。

ここでは「全ての住民が笑顔になれる優しさにあふれるまち」を目指してまいります。新年度では、介護・障がい・健康増進等に関する各種計画を統合した垂井町健康・福祉総合計画を策定し、より福祉と健康の連携を推進してまいります。

5-1. 子育てでは、保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、引き続き妊娠から子育てまで切れ目のない支援を積極的に行ってまいります。

また、働く親の支援といたしましては、保育所、認定こども園、留守家庭児童教室、病後児保育、延長保育の充実に努め、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。特に新年度におきましては、留守家庭児童教室の受入れ対象を小学校4年生から小学校6年生まで引き上げることや、欠席連絡システムを導入することにより利用者のサービス向上に努めてま

います。

また、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所「いずみの園」やことばの教室も継続してまいります。

そのほか子育て支援センター、一時的保育及び児童手当の支給などの各種事業を継続するとともに、援助を必要とする子供・家庭への支援体制を強化してまいります。

さらに、妊娠を望む夫婦への支援、妊婦健康診査費の助成、乳幼児健康診査などにつきましても継続して実施してまいります。

5-2. 高齢福祉では、引き続き高齢者の方々の通院や買物など、日常生活における移動手段の一つであるタクシー利用に対する助成を実施してまいります。

そのほか老人クラブ活動への支援を行ってまいりますとともに、ふれあい長寿フェアの開催や長寿者褒賞事業など、長寿をお祝いする事業なども展開してまいります。

また、介護予防・生活支援事業や老人福祉センターの運営につきましても、引き続き進めてまいります。

次に、介護保険といたしましては、第7期介護保険事業計画に基づき、制度の適正な運営を進め、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、また引き続き、独り暮らし老人等緊急通報システムにより、自宅での事故等に24時間365日、専門のオペレーターによる相談体制の整備を図るなど各種の取組を進めるとともに、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実に向けた取組を進めてまいります。

5-3. 障がい福祉では、障がい者の方の福祉の増進を図るため、障がい福祉サービス等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療等事業、障害児通所給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業なども実施してまいります。

次に、5-4. 健康・医療では、乳幼児等の医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても引き続き実施してまいりますとともに、新年度からは新たに子供の医療費を負担する家庭の経済的負担を軽減し、子供の保健の向上を図るため、助成対象者の年齢を15歳から18歳へ引き上げます。

そのほか、保健センターにおいて健康相談、健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、健康づくり推進地区モデル事業を継続してまいります。

また、全国で流行しております風疹の感染拡大を防止するため、抗体保有率の低い年齢層の男性を対象とした予防接種や各種がん検診など、疾病予防対策に向けた取組につきましても進めてまいります。

また、休日在宅当番・救急医療情報提供事業を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持し、継続してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、医療費が増加傾向にある中で健全財政を維持していくため、特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

併せて、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診や、ぎふ・さわやか口腔健診

の実施など、引き続き取組を進めてまいります。

次に、第6のテーマは「教育・文化」であります。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着を持った人材を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、新年度から新たに学校、保護者及び地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、共に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、コミュニティ・スクール推進事業を全ての小・中学校で展開してまいります。そのほか、児童・生徒への学習支援やいじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー、適応指導員及び英語指導助手などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

併せて、教員がより一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、スクールサポートスタッフを増員して配置してまいります。

また、異文化への理解を深め、語学力と国際感覚を養うことを目的とした中学校カナダ・カルガリー市派遣交流事業についても継続してまいります。

教育環境の整備につきましては、小学校校舎、体育館のトイレを洋式化してまいります。

学校給食においては、地場産物を積極的に使用するとともに、衛生管理の徹底を図り、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に取り組んでまいります。新年度から新たに子育て家庭の教育に係る経済的負担を軽減するため、中学生の給食費無償化を実施いたします。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、地域でのスポーツや文化活動を通じて、心豊かでたくましい子供を育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、あったかい言葉かけ運動の推進、町子ども会育成連絡協議会の活動などへの支援も行ってまいります。

併せて、青少年健全育成地区民大会の開催を通じて、青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成を今後のまちづくりにつなげてまいります。

また、小・中学校の児童・生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会につきましても、引き続き実施してまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級や家庭教育学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。

また、文化会館におきましては、文化講演会、町展及び町音楽祭等の開催についても継続して実施をしてまいります。

併せて、タルイピアセンターにおきましても、図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、学習の場である生涯学習施設の適切な維持管理にも努めてまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援などスポーツ団体の育成支援事業を進めてまいりますとともに、体育推進員等研修事業についても引き続き実施してまいります。

また、ウォーキング大会やスポーツ・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催し、住民の方々の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

なお、新年度におきましては、東京2020パラリンピックの採火式を行うとともに、ねんりんピック岐阜2020については炬火式のほか、本町では11月に男女混合綱引き大会を開催いたします。

次に、6-4. 文化では、垂井曳軸紫雲閣修理事業など、文化財の保存に向けた取組を進めてまいります。

併せて、歴史文化等継承事業といたしまして、文献資料等の収集や企画展の開催などに取り組んでまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会、表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

次に、第7のテーマは「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、新年度につきましては、第6次総合計画に掲げる各種指標の達成状況を把握するため住民アンケート調査を実施いたします。

また、引き続き住民情報システムなど、安心・安全なシステム稼働環境の整備を進めてまいりますとともに、戸籍システム及び住基ネットワークシステムの充実や、社会保障・税番号制度による個人番号カードの交付推進にも取り組んでまいります。

次に、7-2. 財政運営では、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら、資産や債務を適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいります。

また、新年度におきましては、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を進めるなど、今後の公共施設の在り方に関する検証・見直しにも努めてまいります。

併せて、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて計画的な財政運営に努めてまいります。

そのほか適正・公平な課税、徴収業務の推進に努め、税収の確保に取り組んでまいります。

また、ふるさと納税の推進など、自主財源の確保にも努めてまいります。

次に、7-3. タウンプロモーションでは、町の持った魅力や施策、情報を町内外に発信し、全国的に本町の認知度を向上させるため、プロモーション用ウェブを作成し、タウンプロモーションを行ってまいります。

併せて、本町のタウンプロモーション誌などを活用して、首都圏などへ垂井町を売り込む営業活動にも取り組んでまいりますとともに、情報発信ツールの技能習得を目指した職員のスキルアップ研修などを通じてタウンプロモーションに関する手法等を検討し、展開してまいります。

併せて、町政をより身近に感じていただけるよう、町の事業やイベントなどの情報発信を積極的に行うためSNSを活用してまいります。また、東京圏から移住される方に対して、引き続き財政的な支援を行ってまいります。

続きまして、令和2年度の予算額につきましては、一般会計85億5,000万円、8つの特別会計、合計で70億9,177万円、水道事業会計6億9,000万円、合計で163億3,177万円といたすもの

でございます。

一般会計の予算規模につきましては、令和元年度と比較いたしまして9%、8億5,000万円の減額となりました。歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税において、景気の先行き不透明感や法人町民税の税率の引下げなどにより町民税の減収が想定される一方、既存企業の工場の製造設備の拡張などにより固定資産税は今年度並みとなる見込みで、町税全体といたしましては、令和元年度当初比1.3%減の36億1,798万6,000円を見込んだところでございます。また、地方交付税12億6,000万円、国県支出金14億4,782万5,000円、財政調整基金繰入金2億3,008万2,000円、町債6億2,800万円などを計上いたしました。

一方、歳出につきましては、依然として増加傾向にございます社会保障費の増加や、今後の公共施設老朽化への対策等により今後歳出の増加が見込まれることから、事務事業の徹底した見直しにより歳出抑制を図りながら、中・長期的に安定した財政運営を行ってまいります。

なお、予算編成に当たりましては、安全で安心な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供し続けるといった基礎自治体の使命を十分認識するとともに、第6次総合計画に掲げる人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略の実効性を確保し、緊急度や優先度を明確にしながら各種事務事業の予算を編成いたしました。

最後に、私は昨年4月に「垂井町にみんなの力で新しい風を吹かせよう」と訴え、多くの方に御賛同を頂き、新たに垂井町のかじ取りを任せていただけることになりました。それから今日まで約10か月間、私の政治姿勢であります現場に出向いて現実に直接触れ、現実を捉えるの三現主義を行動に移してまいりました。時間を見つけては町内を歩き、そんな私の行動を神出鬼没に思われた方もいらっしゃるかと存じますが、これは私自身が机上で物事を進めないために、本質を私自身の五感を使って知り得ることが町のかじ取り役には一番大切でございまして、ここに労力を惜しんではいけないと思っているからでございます。

自治会の皆様、学校PTAの皆様、高校生の皆さん、企業各社の皆様、町長1年生のまだまだ未熟な私を温かく迎え入れていただき、ありがとうございます。しかし、反対に多くの方とお話ししていると、この人は現実を捉えているのかなと思う一瞬に遭遇することがございます。知らずして語っては物事の本質が見えてきません。見ることはできません。それだけではなく、大切なことを見逃してしまいます。町長室ではなく、皆さんの日々の暮らしの中で、町民目線で物事が考えられなくなります。私は、皆様に御存じのとおり諦めの悪い人間でございます。だからこそ、このぐらいまででよいという妥協をせず、諦めの悪さで垂井町の諸問題に果敢に取り組んでまいります。

私は、直面する課題から目をそらすことなく、中・長期的な視点を持って町民の皆様と誠実に向き合い、皆さんが安心して暮らせる町を築いていく責務がございまして。さらなる優しさと活気を求めて、人とまちが輝く地域共創都市となるよう、さらなる改革、そして成長を目指し全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様並びに議員各位の変わらぬ御支援と御協力を頂きますようお願い申し上げます、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第15号から議第24号までの令和2年度各会計予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長の補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 補足説明をやらせていただきます。こちらの演壇にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

議案書でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85億5,000万円とするものでございます。

歳入歳出予算の5ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費でございます。9,731万1,000円とさせていただきます。

続きまして、款2 総務費、項1 総務管理費でございます。9億5,271万2,000円を計上させていただきました。特別職の報酬、総務課、企画調整課、会計課職員の人件費、庁舎等に勤務いたします会計年度任用職員の人件費、庁舎、普通財産の維持管理、電算管理に关します経費、統計調査、防災無線、交通安全など、多くの事業経費でございます。

主な経費といたしましては、公共施設個別施設計画策定支援事業に505万4,000円、防災行政無線（同報系）設備更新事業に1億1,241万4,000円、タウンプロモーション事業に162万4,000円、地区まちづくり協議会支援事業に1,640万8,000円、県の補助制度創設に伴い、後づけペダルの踏み間違い時加速制御装置の設置補助といたしまして、高齢運転者交通安全対策補助金100万円などの経費を計上いたしました。

次に、項2 徴税费でございます。1億3,054万7,000円を計上させていただきました。税の徴収に係ります経費でございます。令和2年度には固定資産税におきまして課税客体の適正把握のため、航空写真デジタルオルソ画像作成業務で670万円を計上いたしました。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費でございます。5,607万8,000円を計上させていただきました。円滑な事務処理と住民サービスの向上を図るため、戸籍システム、住基ネットシステムの運用経費、社会保障・税番号制度によります個人番号カードの交付促進に关します経費でございます。

次に、項4 選挙費でございます。令和2年度につきましては岐阜県知事選挙の執行が予定されておりますことから、1,048万5,000円を計上させていただきました。

次に、項5 統計調査費でございます。904万8,000円を計上させていただきました。令和2年度は国勢調査など実施がされますことから、調査員報酬等の経費を計上いたしました。

次に、項6 監査委員費でございます。監査委員の監査に要する経費といたしまして54万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費でございます。18億8,447万円を計上させていただきました。福祉医療、高齢者福祉、障がい者福祉の実施に関する経費でございます。新たに子育て支援施策の一環といたしまして、子供の医療費を負担する保護者の経済的負担を軽減し、子供の保健向上を図る目的で、乳幼児の福祉医療の対象年齢を15歳から18歳に引き上げることとし、福祉医療費事業で3億1,268万4,000円を計上いたしました。

そのほか地域生活支援事業で2,482万7,000円、障害福祉サービス費等給付事業で3億7,500万円、自立支援医療等事業で2,409万1,000円を計上いたしました。

次に、項2児童福祉費でございます。13億2,100万2,000円を計上させていただきました。保育園、幼稚園の運営・管理、児童手当の支給事業、留守家庭児童教室の運営等に要する経費でございます。主なものといたしまして、昨年10月より実施されております幼児教育・保育の無償化によります子供のための施設等利用給付費等で1,909万4,000円、児童手当支給費で4億2,570万円、留守家庭児童教室の経費といたしまして5,203万9,000円でございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。3億2,927万9,000円を計上させていただきました。公害対策、斎場の管理、保健センターの運営等に関する経費でございます。河川の水質や大気の検査に要する経費で55万3,000円、斎場施設の管理といたしまして火炉補修工事費で220万円、保健センターの経費といたしまして、妊娠・出産・育児期の多様な支援のニーズにワンストップで対応する子育て世代包括支援センター運営事業で2,682万円、予防接種の実施で6,660万円、がん検診等の実施で2,552万8,000円を計上いたしました。

次に、項2清掃費でございます。3億6,483万3,000円を計上させていただきました。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの管理、エコパークの運営等に要する経費でございます。主なものといたしまして、クリーンセンターの工事請負費で8,500万円を、資源物の再利用・再資源化を図るため、エコパークの運営経費で1,271万8,000円を計上いたしました。

続きまして、款5労働費、項1労働諸費でございます。労働者の離職者支援や教育訓練給付、不破郡労働者福祉協議会に対する支援などに要する経費で906万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費でございます。3億1,014万4,000円を計上させていただきました。農業生産基盤の向上を図るため、北部幹線農道整備事業といたしまして測量設計業務に790万円、農業の多面的機能を確認するため、栗原地区におきます経営体育成基盤整備事業といたしまして3,530万円、地域ぐるみで行う農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組に支払う交付金といたしまして、多面的機能支払交付金6,854万4,000円等を計上いたしました。

次に、項2林業費でございます。7,832万5,000円を計上させていただきました。森林の適切な整備及び保全を図るため、林道明神線開設工事を施工させていただく経費といたしまして5,185万円を計上いたしました。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。1億5,636万4,000円を計上させていた

いただきました。離山工業団地への企業誘致推進の経費といたしまして574万5,000円を、企業立地の促進、町内企業育成のための工場等設置奨励金といたしまして6,524万5,000円、観光事業の振興、観光資源の開発を行い、町の文化、産業経済の向上を図るため、観光協会への支援事業といたしまして1,000万円などを計上いたしました。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費でございます。7,814万7,000円を計上させていただきました。道路台帳の管理、法定外公共物の管理業務に要する経費でございます。引き続きまして地籍調査業務といたしまして969万9,000円を計上いたしました。

次に、項2道路橋りょう費でございます。道路や橋梁の維持・新設・改良などの経費でございます。2億4,148万3,000円を計上させていただきました。道路維持費は3,725万8,000円、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業の宮代71号線道路改良工事と町単の路側改良工事5路線、舗装改良工事2路線と測量設計、用地購入費用等で1億6,920万5,000円、橋りょう維持費では社会資本整備総合交付金事業を活用し、引き続き橋梁の定期点検を実施しますほか、大門橋高欄取替工事、上之橋橋梁補修工事で3,460万円を計上いたしました。

次に、項3河川費でございます。2,956万9,000円を計上させていただきました。河川の維持管理に要する経費でございます。自然と景観を生かした河川整備といたしまして、相川水辺公園の清掃業務などで555万5,000円、災害に強い河川・砂防整備といたしまして、集落環境保全整備事業を活用いたしまして西脇川排水路整備工事や河川のしゅんせつ、樹木伐採業務などで2,241万8,000円を計上いたしました。

次に、項4都市計画費でございます。6億1,157万3,000円を計上させていただきました。主な業務といたしましては、垂井町都市計画マスタープラン見直し業務、垂井駅周辺の整備事業、朝倉運動公園施設整備事業でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金につきましては4億8,441万5,000円を計上いたしました。

次に、項5住宅費でございます。良好な住環境の維持に必要な経費といたしまして2,564万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、款9消防費、項1消防費でございます。4億3,814万3,000円を計上させていただきました。消防水利、消防団設備等の計画的更新を行うもので、垂井分団小型動力ポンプ更新に350万円、岩手谷地内防火貯水槽の修繕に375万円を計上いたしました。また、国土強靱化に関します総合的・計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画の策定に300万円、地域防災計画の見直しに426万4,000円を計上いたしました。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費でございます。1億3,962万3,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学生の給食費を無償化とするための経費といたしまして4,349万円を計上するほか、特別な支援を要します幼児・児童・生徒及び、その保護者に対しまして指導・相談等を行います相談員等を配置いたします経費や、不登校の児童・生徒たちのために設置する適応指導教室の経費、中学校カナダ・カルガリー市派遣交流事業経費でございます。

次に、項2小学校費でございます。3億262万5,000円を計上させていただきました。東小学校校舎及び体育館、合原小学校体育館のトイレを洋式に改修する工事費で8,000万円、学習指導要領の改訂に伴い、教師用指導書代といたしまして1,517万9,000円、そのほか個別支援講師等の配置や英語教育の充実を引き続き図ってまいります。

次に、項3中学校費でございます。小学校費と同様に、個別支援講師等の配置や英語教育の充実に8,026万5,000円を計上させていただきました。

次に、項4幼稚園費でございます。6,733万5,000円を計上させていただきました。幼稚園の職員の人件費等と施設の管理に必要な経費を計上いたしました。

次に、項5社会教育費でございます。2億1,405万2,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、心豊かでたくましい子供を地域で育む地域子ども教室の経費や、青少年が地域においてリーダーとして活動していくことを支援する青少年活動支援事業を実施し、さらに女性団体の育成事業を展開し男女共同参画社会の推進に努めてまいります。また、文化財の保護の観点から、垂井祭曳軸紫雲閣の舞台修理と攀鱗閣の後軸修理の事業を実施いたします。当町の文化の発信拠点の役割を担っております文化会館につきましては、施設維持や利用者の安全の観点から耐震補強工事の設計費を計上いたしました。

次に、項6保健体育費でございます。1億7,945万1,000円を計上させていただきました。町体育協会などの活動に対する支援事業や学校開放、その他の体育施設の運営に係る事業、学校給食センターの施設設備改善経費でございます。給食センターにつきましては、蒸気式消毒保管機の取替え等といたしまして3,296万円を計上いたしたところでございます。

続きまして、款11災害復旧費でございます。項1農林水産施設災害復旧費から項4その他公共施設災害復旧費までにつきましては、前年と同額を計上させていただきました。

続きまして、款12公債費、項1公債費でございます。4億182万3,000円を計上させていただきました。対前年497万8,000円の増額となったところです。

続きまして、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。本年と同額の4,000円を計上させていただきました。

続きまして、款14予備費、項1予備費でございます。本年と同額の3,000万円を計上させていただきました。

以上、歳出総額85億5,000万円でございます。

歳入に入らせていただきます。

2ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税でございます。14億6,902万9,000円を計上させていただきました。前年比較いたしますと6,613万6,000円の減額となります。個人につきましては139万6,000円の増の12億7,082万7,000円、法人につきましては、法人税割の税率の引下げがあり、6,753万2,000円減の1億9,820万2,000円を計上いたしました。

次に、項2固定資産税でございます。19億1,726万7,000円を計上させていただきました。土

地につきましては419万6,000円の減額で6億6,273万6,000円、家屋につきましては2,416万5,000円の増額で7億7,145万3,000円、償却資産につきましては230万2,000円の減額で4億6,770万3,000円を計上させていただきました。

次に、項3軽自動車税でございます。前年比較しますと342万1,000円増額の8,306万2,000円を計上させていただきました。

次に、項4町たばこ税でございます。前年比較いたしますと170万9,000円減額の1億4,862万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、款2地方譲与税から款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、国または県の予算の枠の範囲内で市町村の一定条件の下で配分されるものでございまして、前々年度の実績により算出したところでございます。

款6法人事業税交付金につきましては、法人税率の見直しによります減額分に対応した新たな交付金であります。

款10地方交付税、項1地方交付税でございます。前年比較1億3,000万円の増額で12億6,000万円とし、普通交付税11億8,000万円、特別交付税8,000万円を計上させていただきました。要因といたしましては、町税の減収と会計年度任用職員制度の施行に伴いまして期末手当分が措置されますことから増額としておるものでございます。

続きまして、款12分担金及び負担金、項2負担金でございます。3,525万円を計上させていただきました。前年比較いたしますと8,492万3,000円の減額でございます。幼児教育・保育の無償化によりまして、3歳以上児の保育料の保護者負担がなくなったためでございます。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料でございます。主なものといたしまして留守家庭児童教室保育料、斎場使用料、住宅使用料等でございます。1億1,005万2,000円を見込んだところでございます。

次に、項2手数料でございます。税・戸籍・住民票などの証明手数料、一般廃棄物処理手数料等で1億453万円を見込んだところでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。5億9,481万3,000円を計上させていただきました。児童手当国庫負担金2億9,472万円、障害者自立支援給付費負担金1億8,730万7,000円などでございます。

次に、項2国庫補助金でございます。1億2,520万2,000円を計上させていただきました。民生費国庫補助金といたしまして子ども・子育て支援交付金、1,454万3,000円など、土木費国庫補助金といたしまして道路事業国庫補助金3,524万5,000円など、教育費国庫補助金といたしまして小学校校舎整備国庫補助金2,666万6,000円などでございます。

次に、項3委託金でございます。388万2,000円を計上させていただきました。国民年金事務費交付金等でございます。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金でございます。3億3,460万2,000円を計上させていただきました。児童手当県負担金で6,549万円、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢

者医療保険基盤安定負担金で1億2,081万2,000円、障害者自立支援給付費等県負担金で1億1,560万1,000円などを計上させていただきました。

次に、項2県補助金でございます。3億2,438万6,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目2民生費県補助金におきまして児童福祉費県補助金で1,994万3,000円、福祉医療費県補助金で1億119万8,000円を、目5農林水産業費県補助金におきまして農業費県補助金で1億3,442万7,000円を、林業費県補助金で3,565万円を計上いたしました。

次に、項3委託金でございます。6,494万円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目1総務費委託金、徴収費委託金で4,204万8,000円、統計調査費委託金で898万9,000円、選挙費委託金で1,029万3,000円などを計上いたしました。

続きまして、款16財産収入、項1財産運用収入でございます。304万7,000円を計上させていただきました。財産貸付収入で155万9,000円を、利子及び配当金で148万8,000円を計上いたしました。

次に、項2財産売却収入でございます。58万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、款17寄附金、項1寄附金でございます。4,872万1,000円を計上させていただきました。ふるさと納税で4,780万円を見込んだものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1特別会計繰入金でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金と介護保険特別会計繰入金で2,000円を計上いたしました。

次に、項2基金繰入金でございます。2億3,008万円を計上させていただきました。財政調整基金繰入金で2億3,000万円、ふれあい交流基金繰入金で8万円を計上いたしました。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金でございます。本年と同額の2億円を計上させていただきました。

続きまして、款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては200万円、項2町預金利子につきましては1,000円を、項3貸付金元利収入につきましては25万円を、項5雑入につきましては、保育無償化に伴います保育園・幼稚園の給食費を受け入れることに伴い、本年より増といたしまして9,335万4,000円といたしました。

続きまして、款21町債、項1町債でございます。6億2,800万円を計上させていただきました。内訳といたしましては、目1総務債で臨時財政対策債3億8,000万円、目7土木債で排水路整備事業600万円、地方道路整備事業6,200万円、橋梁補修事業800万円、目8消防債で防災設備整備事業1億1,000万円、目9教育債で小学校トイレ改修事業4,000万円、学校給食センター設備改修事業2,200万円でございます。

以上、歳入合計85億5,000万円でございます。

議案書を願ひいたします。1ページを御覧ください。

第2条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができます地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しましては第2表によるものでございます。

7ページを御覧ください。

臨時財政対策債、排水路整備事業、地方道路整備事業、橋梁補修事業、防災設備整備事業、小学校トイレ改修事業、学校給食センター設備改修事業、合わせて6億2,800万円の借入を予定しております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

議案書1ページにお戻りください。

第3条、一時借入金でございます。一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございまして、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費につきまして、予算額に過不足が生じた場合に同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができる旨を定めるものでございます。

続きまして、143ページから147ページまでは給与費明細書、148ページには債務負担に係ります調書、149ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き補足説明を求めます。

住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第16号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。併せまして、予算資料は5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費2,947万9,000円でございます。前年度比較137万2,000円の減額でございます。事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項2徴税費200万1,000円でございます。前年度比較6万6,000円の増額でございます。

国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項3 運営協議会費5万1,000円でございます。前年と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款2 保険給付費、項1 療養諸費18億2,596万4,000円でございます。前年度比較299万9,000円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少による影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項2 高額療養費2億6,120万1,000円でございます。前年と同額を計上しております。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項3 移送費2,000円でございます。前年度と同額の予算額を計上し、科目設定をさせていただきます。

次に、項4 出産育児諸費630万4,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて前年度と同額の予算額を計上いたしました。

次に、項5 葬祭諸費240万円でございます。葬祭費を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて前年度と同額の予算額を計上いたしました。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分4億5,138万8,000円でございます。前年度比較5,111万2,000円の減額でございます。医療給付費分納付金として県に納付するものでございます。

次に、項2 後期高齢者支援金等分1億5,709万8,000円でございます。前年度比較1,140万2,000円の減額でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等納付金として県に納付するものでございます。

次に、項3 介護納付金分4,970万1,000円でございます。前年度比較70万1,000円の増額でございます。医療給付費分と同様、介護納付金分納付金として県に納付するものでございます。

続きまして、款4 保健事業費、項1 保健事業費207万5,000円でございます。前年度比較10万2,000円の増額でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知に係ります経費でございます。

次に、項2 特定健康診査等事業費2,645万1,000円でございます。前年度比較694万5,000円の増額でございます。特定健康診査及び特定保健指導に要する費用でございます。実績を踏まえて増額とした予算を計上させていただいております。

続きまして、款5 基金積立金、項1 基金積立金12万円でございます。前年度比較3万円の増額でございます。基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款6 公債費、項1 公債費12万8,000円でございます。前年度と同額の予算額を計上いたしました。一時借入金に係ります利子分でございます。前年度と同額で予算計上しております。

続きまして、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金150万1,000円でございます。前年度比較10万円の増額でございます。国民健康保険税の還付金でございます。

続きまして、款 8 予備費、項 1 予備費 2,413万6,000円でございます。前年度比較894万1,000円の増額でございます。収支の均衡を図るために予算計上をさせていただきました。

以上、歳出合計28億4,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の 2 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税 5 億4,667万3,000円でございます。前年度比較 2,119万7,000円の減額でございます。被保険者が減少傾向にあることや、低所得者に係ります国民健康保険税の軽減の拡充により、減少する傾向と考えているところでございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料22万円でございます。前年と同額を計上しております。国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金2,000円でございます。災害臨時特例補助金と社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございまして、本年度から科目設定をさせていただきました。

続きまして、款 6 県支出金、項 1 県補助金21億351万3,000円でございます。前年度比較87万4,000円の減額でございます。福祉医療に係ります国費減額分の補助であります国庫負担金減額措置対策費補助金、それから歳出の款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、項 2 高額療養費、項 3 移送費の合計額に相当します普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金でございます。

続きまして、款 8 財産収入、項 1 財産運用収入12万円でございます。前年度比較 3 万円の増額でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億6,921万4,000円でございます。前年度比較 550万7,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金に係る繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金、福祉による医療費の波及増分に係りますその他一般会計繰入金がございます。

次に、項 2 基金繰入金1,000円でございます。前年と同額を計上しております。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定とするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項 1 繰越金1,696万7,000円でございます。前年度比較2,343万9,000円の減額でございます。繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料4,000円、項 2 町預金利子1,000円、項 3 雑入328万5,000円でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計28億4,000万円でございます。

次に、1 ページにお戻りをお願いいたします。

第 2 条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を 1 億円と定めるものでございます。

なお、18ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたしま

す。

以上、議第16号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,900万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。併せまして、予算資料は9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費777万1,000円でございます。前年度比較153万1,000円の増額でございます。事務に係ります職員の人件費、被保険者証の更新等に係ります経費を計上しております。

次に、項2徴収費73万2,000円でございます。前年度比較6万6,000円の減額でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金3億6,587万4,000円でございます。前年度比較3,894万3,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります事業費負担金でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,135万9,000円でございます。前年度比較52万9,000円の増額でございます。後期高齢者の健康診査、すこやか健診やさわやか口腔健診に係ります経費でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金22万円でございます。保険料の還付金でございます。前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項2繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費304万3,000円でございます。前年度比較106万3,000円の増額でございます。収支の均衡を図るために予算計上をさせていただきました。

以上、歳出の合計3億8,900万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料2億8,990万円でございます。前年度比較3,430万円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託料1,141万9,000円でございます。

前年度比較51万6,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございまして、すこやか健診等に係ります保健事業費委託金と保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金8,602万7,000円でございます。前年度比較771万1,000円の増額でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保健事業に係る町負担分の保健事業費繰入金でございます。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金160万円でございます。前年度比較52万7,000円の減額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料1,000円、項2預金利子1,000円、項3雑入1,000円、科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計3億8,900万円でございます。

なお、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

住民課に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

〔上下水道課長 太田宣男君登壇〕

○上下水道課長（太田宣男君） 演壇にて説明させていただきます。

では、上下水道課が所管いたします3つの特別会計と企業会計の合わせて4件について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第17号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明させていただきます。

ピンク色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

簡易水道事業につきましては、北部簡易水道と栗原簡易水道に係ります維持管理費に要する経費を計上しております。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,650万円と定めるもので、前年度と比較いたしまして1,100万円の増額となっております。

それでは、第1表、歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は6ページ上段でございます。併せて御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費は2,939万円、前年度比143万6,000円の増でございます。人件費や事務的経費のほか、地方公営企業法の適用に向けての簡易水道事業資産調査評価業務に係る経費を計上しています。

款 2 事業費、項 1 事業費は3,358万6,000円、前年度比920万6,000円の増で計上しています。主に他事業に伴います支障移転工事、高区配水池水位計取替工事のほか、2つの簡易水道施設に係ります浄水処理及び維持管理に要する経費を計上しています。

次に、款 4 予備費、項 1 予備費ですが、352万3,000円を計上しています。

次に、款 5 災害復旧費、項 1 水道施設災害復旧費は1,000円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2 ページを御覧ください。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金で604万円、前年度比44万6,000円の増でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金などを見込み計上しました。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は4,492万9,000円、前年度比54万3,000円の減で、ここ数年の使用実績に基づき算出した水道使用料でございます。

次に、項 2 手数料は2万2,000円、督促手数料などを見込んでいます。

続きまして、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入は7,000円、基金の利子収入を見込んでいます。

次に、款 4 繰入金、項 2 基金繰入金は、簡易水道事業の公営企業会計への移行に係ります経費、県事業に係ります管路移設の支障移転に係る経費によりまして1,050万円の皆増となっております。

款 5 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金500万円を計上しました。

次に、款 6 諸収入、項 1 町預金利子及び項 2 の雑入は、それぞれ1,000円を計上しました。

以上が歳入でございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第17号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計予算でございます。

続きまして、議第18号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

水色の表紙でございます。1 ページを御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,980万円と定めるもので、前年度と比較いたしまして2億7,100万円の増額となっております。

それでは、第 1 表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3 ページをお開きください。また、予算資料は6 ページ下段でございます。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費は7億7,913万1,000円、前年度比2億6,470万2,000円の増でございます。令和2年度から浄化センター水処理施設の増設に着手することにより、事業費が増となっております。令和2年度の公共下水道整備につきましても、浄化センター水処理施設増設工事委託に着手するとともに、面整備につきましても、垂井地区の梅谷川左岸側におきまして約8ヘクタールの面整備を実施する予定をしております。また、府中地区の下水道整

備に伴います詳細設計、浄化センターの汚水流入量の増加に対応するため、汚水ポンプの増設、浄化センターの汚水処理、維持管理に要する経費などを計上しています。

次に、款 3 公債費、項 1 公債費は 3 億 9,965 万 1,000 円、前年度比 658 万円の増でございます。令和元年度までの借入れに対します元利償還金でございます。

次に、款 4 予備費、項 1 予備費は 101 万 8,000 円を見込んでいます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2 ページを御覧ください。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金で 1,933 万 2,000 円、こちらは下水道事業に係ります受益者負担金でございますが、前年度比 434 万 7,000 円の増でございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は 2 億 1,695 万 4,000 円、前年度比 481 万 3,000 円の増でございます。約 4,020 世帯分の下水道使用料を見込んでいます。

次に、項 2 手数料は 24 万円、排水設備公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金は 1 億 9,515 万円で、令和 2 年度に実施いたします公共下水道事業の補助対象事業に対し、国からの補助金を受け入れるものでございます。

次に、款 4 県支出金、項 1 県補助金は、前年同額の 1,000 円を計上しています。

次に、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金は 4 億 8,441 万 5,000 円で、前年度比 1,765 万 2,000 円の増でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款 7 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金 2,000 万円を見込んでおります。

続きまして、款 8 諸収入、項 1 預金利子につきましては 1,000 円を計上し、項 2 雑入につきましては 7,000 円を計上しています。

次に、款 9 町債、項 1 町債は 2 億 4,370 万円、事業量の増に伴いまして前年度比 1 億 3,250 万円の増で、下水道事業債を見込んでおります。こちらにつきましては、公共下水道の整備に係ります起債対象事業につきまして起債を起こすものでございます。

以上が歳入でございます。

それでは、1 ページにお戻りください。

第 2 条で債務負担行為について定めています。債務負担行為につきまして、4 ページ、第 2 表に掲げさせていただいています。

債務を負担することができる事項を浄化センター水処理施設増設委託とし、期間は令和 3 年度から令和 6 年度まで、限度額は 14 億 4,960 万円とするものでございます。

第 3 条で地方債について定めています。地方債発行につきまして、5 ページ、第 3 表に掲げさせていただいています。

起債の目的は公共下水道事業、限度額 2 億 4,370 万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率は 5 % 以内、償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

次に、第4条で一時借入金につきまして、借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

また、16ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第18号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,800万円と定めるものでございます。農業集落排水事業につきましては、梅谷と伊吹の2つの農業集落排水処理施設に係ります汚水処理及び維持管理に要する費用を計上しております。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は7ページの上段でございます。

款1総務費、項1総務管理費は779万7,000円、前年度比725万6,000円の増でございます。機能診断・最適整備構想策定業務の実施に伴い、委託料が増となっております。

款2管理費、項1維持管理費は2,177万2,000円、前年度比74万8,000円の増でございます。2つの処理施設に係ります汚水処理に要する経費と維持管理経費を計上しております。

款4公債費、項1公債費は746万6,000円、前年と同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は96万5,000円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は100万円、前年度比99万7,000円の増でございます。新しい施設の建設を見込んで工事に係る負担金を増額しています。

款2使用料及び手数料、項1使用料は1,002万2,000円、前年度比44万7,000円の減で、農業集落排水事業の処理世帯147世帯分の使用料でございます。

項2手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入は1,000円を見込んでいます。

款4繰入金、項1他会計繰入金は1,837万4,000円で、前年度比45万円の増でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金160万円を見込んでおります。

款6諸収入、項1預金利子及び項2雑入は、それぞれ1,000円を計上しました。

款7国庫支出金、項1国庫補助金といたしまして、機能診断・最適整備構想策定業務に係ります国庫補助金700万円を計上しています。

以上が歳入でございます。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付していますので、お目通し願います。

以上が議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第2条で業務の予定量を明記しております。給水件数9,025件、年間総配水量は335万8,000立方メートル、1日平均配水量は9,200立方メートルを見込んでいます。主要な建設改良事業といたしまして施設改良事業では、公共下水道事業に伴う配水管布設替工事のほか、老朽化に伴います配水管の布設替工事などを計上しています。また、相川左岸地域施設改良事業では、送・配水管布設工事を計上しています。

第3条で収益的収入及び支出の予算を定めています。

初めに、収入予定額でございますが、第1款水道事業収益としましては4億3,951万5,000円、前年度比754万7,000円の増でございます。内訳といたしましては、第1項営業収益は4億75万4,000円、前年度比570万1,000円の増で、前年までの使用実績に基づき算出した水道使用料などを見込んでいます。

また、第2項営業外収益は3,876万円、前年度比184万6,000円の増でございます。長期前受金戻入などを見込んでいます。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款水道事業費用といたしまして4億3,571万円、前年度比927万8,000円の増でございます。内訳といたしましては、第1項営業費用が3億7,228万7,000円で、人件費を含む浄水処理及び維持管理に要する経費を計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしましては、企業債償還利息や消費税などで5,936万6,000円、納める消費税の増に伴い、前年度比908万5,000円の増となっております。

次に、第3項特別損失といたしまして20万円を計上いたしました。宅内漏水の減免など、過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出し計上しています。

次に、第4項予備費は385万7,000円を計上しています。

続きまして、第4条で資本的収入及び支出の予定額を定めています。

第1款資本的収入といたしましては6,248万2,000円、前年度比3,576万7,000円の減でございます。下水道事業に伴う布設替工事業量の減に伴い減額となっております。資本的収入の内訳といたしまして、第1項加入金は、新規給水加入金といたしまして508万2,000円、第2項工事負担金は、公道分工事負担金といたしまして600万、第3項他会計負担金では、公共工事に伴います布設替工事負担金といたしまして5,140万円を計上いたしました。

次に、2ページへ移っていただきまして支出予定額でございます。

第1款資本的支出といたしまして2億5,429万円、前年度比5,527万8,000円の減でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業といたしまして、相川左岸低区送・配水管布設工事を計上いたしております。また、公共下水道事業に伴う配水管布設替工事、配水管網の整備更新工事などで1億6,135万4,000円、第2項企業債償還金で9,293万5,000円、第4項返還金で1,000円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,180万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,180万8,000円で補填するものでございます。

次に、第5条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を3,192万2,000円と定めるものでございます。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を1,189万3,000円と定めるものです。

なお、13ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書を添付しておりますので、お目通しを頂きたいと思っております。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計の予算につきまして補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第20号から議第22号までの令和2年度特別会計予算3件の補足説明をさせていただきます。新年度予算でございますので、登壇にて御説明申し上げます。

初めに、議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

緑色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,440万円と定めるもので、前年度比10万円の増額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料7ページ下段を御覧ください。

款1認定審査費、項1認定審査費は1,433万4,000円、前年度比11万円の増額でございます。認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

次に、款2予備費、項1予備費ですが、6万6,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は459万9,000円、前年度比1万7,000円の増額ござい

ます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%、人口割分70%とし、人口割分につきましては、2町の65歳以上の方の人口比率により積算し計上しております。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金は955万1,000円、前年度比3万4,000円の増額でございます。これは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金で24万9,000円を計上しております。

次に、款5諸収入、項1町預金利子は1,000円を計上しております。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,300万円と定めるもので、前年度比9,560万円の増額となっております。

次に、第2条でございますが、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお開きください。また、併せて予算資料8ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費は2,493万8,000円、前年度比143万3,000円の増額となっております。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費、事務費などを計上しております。主な増額の理由につきましては、健康・福祉総合計画策定業務委託料によるものでございます。

次に、項2徴収費の52万円ですが、前年度比1,000円の増額で、保険料に係ります納付書の印刷、郵送料を計上しております。

次に、項3認定審査費の1,089万1,000円ですが、前年度比40万3,000円の増額となっております。こちらは主治医意見書作成等手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の22億4,194万円でございますが、前年度比6,322万円の増額となっております。こちらは、居宅介護サービス、施設介護サービスなどに係ります給付費を計上しております。主な増額の理由につきましては、高齢者数の増加により介護保険認定者数の増加を見込んだことによるものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費の3,418万円ですが、前年度比756万円の増額となっております。こちらは、要支援の方が受ける介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

次に、項3 サービス給付費諸費の216万円ですが、前年度比11万円の増額で、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

次に、項4 高額介護サービス等費の4,916万円ですが、前年度比96万円の増額で、同月内に利用した介護サービスの合計額が自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費の9,658万円ですが、前年度比1,148万円の増額で、施設サービス等を利用された場合、サービス費用の自己負担のほかに居住費、食費等が自己負担となるわけですが、所得及び資産が少ない方につきましては施設利用等が困難になる場合があることから、居住費等につきまして自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、項6 高額医療合算介護サービス等費の710万円ですが、前年度比140万円の減額で、介護保険と医療保険の自己負担額の合計が年間の自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、款3 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金の1,000円ですが、県への拠出金を計上しております。

次に、款4 地域支援事業費、項1 一般介護予防事業費の558万6,000円ですが、前年度比30万2,000円の増額で、介護が必要とならないよう介護予防を目的とした事業を行う経費を計上しております。

次に、項2 包括的支援事業・任意事業費の1,188万4,000円ですが、前年度比150万8,000円の増額で、包括的・継続的ケアマネジメント事業、任意事業費などの経費を計上しております。

次に、項3 介護予防・生活支援サービス事業費の3,291万5,000円ですが、前年度比543万9,000円の増額で、要支援の方等を対象にした訪問型サービス等の事業費と介護予防ケアマネジメント委託料などを計上しております。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金の1万7,000円ですが、こちらは介護保険基金利子分を計上しております。

次に、款6 予備費、項1 予備費ですが、3,457万6,000円を計上しております。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金ですが、1,055万1,000円を計上しております。

次に、項2 繰入金ですが、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。2ページを御覧ください。

歳入につきましては、国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ計上しております。

款1 保険料、項1 介護保険料の5億6,734万3,000円ですが、前年度比725万8,000円の減額となっております。こちらは第1号被保険者の介護保険料で、給付費総額と地域支援事業費の

23%相当額でございます。減額の理由は、介護保険料の低所得者に対する保険料軽減強化の影響によるものでございます。

次に、款3 使用料及び手数料、項2 手数料の3万6,000円は督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

次に、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金の4億3,100万9,000円ですが、前年度比1,449万2,000円の増額となっております。こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%と施設給付費の15%相当分を計上しております。

次に、項2 国庫補助金の8,741万3,000円ですが、前年度比358万8,000円の増額となっております。こちらは調整交付金の介護給付費総額の3%相当分、地域支援事業に係る事業費の総合事業分の20%、包括的支援任意事業分の38.5%相当分及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要な取組のために交付される保険者機能強化推進交付金を計上しております。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金の6億6,679万9,000円ですが、前年度比2,367万1,000円の増額となっております。こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の27%相当分を計上しております。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金の3億5,910万7,000円ですが、前年度比1,213万5,000円の増額となっております。こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当分を計上しております。

次に、項2 財政安定化基金支出金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

次に、項3 県補助金の710万3,000円ですが、前年度比100万9,000円の増額となっております。こちらは地域支援事業費の県交付金として、総合事業分12.5%、包括的支援任意事業分19.25%相当分を計上しております。

次に、項4 委託金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

次に、款7 財産収入、項1 財産運用収入の1万7,000円ですが、基金の利子を計上しております。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金の3億6,321万4,000円ですが、前年度比2,175万円の増額となっております。こちらは一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%相当分の町負担分3億389万1,000円をはじめ事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項2 基金繰入金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

次に、款10 繰越金、項1 繰越金の7,514万6,000円は、前年度繰越金を計上しております。

次に、款11 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料の2,000円、項2 預金利子の1,000円は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、項3 雑入の580万6,000円ですが、前年度比94万円の増額となっております。こちらは介護予防サービス計画費等に係る収入を計上しております。

次に、款12 町債、項1 財政安定化基金貸付金の1,000円は、前年度と同額を計上しておりま

す。

なお、23ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

だいたい色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料9ページ上段を御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費は107万円、前年度と同額でございます。認定審査委員の報酬、また認定に係ります事務費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。2ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は30万1,000円、前年度比2万3,000円の減額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、支出見込額に対しまして平等割分30%、人口割分70%とし、人口割分につきましては、2町の障がい者手帳の所持者数の割合により積算し計上しております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金は68万1,000円、前年度比4万1,000円の減額でございます。これは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金で8万8,000円を計上しております。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

以上、健康福祉課が所管いたします議第20号から議第22号までの令和2年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算までは、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に藤墳理君、副委員長に栗田利朗君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

日程第3 議第1号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第1号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

去る令和元年12月26日午後7時頃、垂井町表佐字八香5316番地先、町道表佐104号線上において、相手方自動車が道路端の陥没箇所を走行し破損した事故について、令和2年2月4日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 議第1号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況でございます。

場所は、国道21号の綾戸交差点付近から大垣市島町へ向かう表佐地内の幅員3.5メートルの

町道でございます。舗装の劣化により路面に穴が生じていたところ、昨年12月26日午後7時頃、南進中の普通乗用車が通過時に右前輪が穴にはまり、タイヤとホイールが損傷したものでございます。

当該町道は大垣市に隣接していることから、運転者は大垣市役所に連絡し、市役所職員を経て翌12月27日に本町に通報を受け、速やかに修繕をしたところでございます。しかし、その後、修繕をした穴は通報を受けた穴とは別の穴であったことが判明し、数十メートル離れた別の穴も修繕したところでございます。

被害車両の損害額は、タイヤ交換とホイール修理1組、7万2,600円でございます。事故原因と損害賠償について、事故発生現場の諸条件を考慮し被害者と示談交渉を続けてまいりましたところ、道路管理者の過失5割、運転者の過失5割とすることで合意に至りましたので、被害車両の修理を迅速に修理する必要から、地方自治法第179条の専決処分により、損害賠償の額を3万6,300円と定める示談書を取り交わしたものでございます。したがって、本議会において御承認をお願いするものでございます。

今後は、このような事故の防止のために道路パトロールなど、一層強化に努めてまいり所存でございます。

なお、今回の事故に係る損害賠償金に対しましては、垂井町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険での補填手続を進めているところでございます。

以上、議第1号 専決処分の承認につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4 議第2号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第2号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

議第1号と同様、去る令和元年12月27日、翌日でございますけれども、午後6時頃、垂井町表佐字八香5316番地先、町道表佐104号線上において、相手方自動車道路端の陥没箇所を走行し破損した事故について、令和2年2月4日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

細部にわたりましては建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 議第2号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況でございます。

場所は、国道21号の綾戸交差点付近から大垣市島町方面へ向かう表佐地内の幅員3.5メートルの町道で、議第1号と同じ箇所でございます。舗装の劣化により路面に穴が生じていたため、昨年12月27日午後6時頃、北進中の軽乗用車が通過時に左前輪が穴にはまり、タイヤとホイールが損傷したものでございます。

議第1号で御説明いたしましたとおり、12月27日に大垣市より本町に通報を受け、速やかに修繕をしたところでございますが、修繕をした穴は通報を受けた穴と別の穴であったため、同日午後6時頃に本事案が発生したものでございます。

被害車両の損害額は、タイヤ交換とホイール修繕1組、3万7,785円でございます。事故原因と損害賠償について、事故発生現場の諸条件を考慮し被害者と示談交渉を続けてまいりましたところ、道路管理者の過失5割、運転者の過失5割とすることで合意に至りましたので、被害車両の修理を迅速に処理する必要があることから、地方自治法第179条の専決処分により、損害賠償の額を1万8,893円と定める示談書を取り交わしたものでございます。よって、本議会において御承認をお願いするものでございます。

今後はこのような事故の防止のため、道路パトロールなど一層強化に努めてまいり所存でございます。

なお、今回の事故に係る損害賠償金に対しましては、垂井町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険での補填手続を進めております。

以上、議第2号 専決処分の承認につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第5 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第9号 町道路線の認定について

議第14号 指定管理者の指定について

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正についてから議第9号 町道路線の認定についてまで及び議第14号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第3号から議第9までと議第14号を一括にて御説明を申し

上げます。

議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に当たり、地方公務員法第31条に規定する職員のサービスの宣誓について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、消費税の税率引上げに合わせ、低所得者保険料の軽減強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯を新たに規定し設置要件を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅の入居者の退去により2戸を解体撤去するとともに、民法の一部改正に伴い債権関係の規定を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、町民プールを利用する際の保護者の同伴を必要とする児童の範囲を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第9号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道5路線を認定するものでございます。

議第14号 指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、垂井町勤労青少年ホームの管理を行わせる指定管理者について指定をさせていただきます。

以上、細部にわたりましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 住民課が所管いたします議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに関連し、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

議案書、併せて新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条は、登録の資格について定めております。第2項第2号、成年被後見人に係る欠格条項の見直しにより、対象者を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

続きまして、第4条、登録することができない印鑑及び第6条、登録の改正につきましては、

文言を整理するものでございます。第4条第2項中の記載の次に、括弧書きによる定義規定を加え、第6条第1項第4号中の記載の次の括弧書きによる定義規定を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は任用形態や任用手続が様々であることを鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、会計年度任用職員に関する例外規定を新たに設ける改正でございます。

議案書並びに新旧対照表2ページを御覧ください。

条文に入らせていただきます。

第1条の目的に係る規定につきましては、文言の整理を行うものでございます。

第2条のサービスの宣誓に係る規定につきましては、第2項といたしまして、会計年度任用職員のサービスの宣誓方法について、任命権者は、別段の定めをすることができる規定を追加するものでございます。

第3条の委任に係る規定につきましては、国や県の準則に合わせ文言を修正するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

今回の改正につきましては、平成26年に制定されました地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税を財源とした低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から段階的に実施してまいりましたが、昨年10月、消費税率が10%へ引き上げられたことに伴い、所得段階第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料のさらなる軽減強化を実施するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書と併せまして新旧対照表の3ページを御覧ください。

第2条は、保険料率を規定しております。第1項につきましては、元号の改定により、「平成32年度」を「令和2年度」に改めるものでございます。

第2項につきましては、所得の少ない第1号被保険者のうち所得段階第1段階に該当する者

の減額賦課について定めるもので、令和2年度の保険料率を前項第1号の規定に関わらず「2万880円」に軽減するものでございます。

第3項につきましては、第2項の規定を準用し、所得の少ない第1号被保険者のうち所得段階第2段階に該当する者の減額賦課について定めるもので、令和2年度の保険料率を第1項第2号の規定に関わらず「2万7,840円」と読み替え、軽減するものでございます。

また、第4項につきましては、前項同様、第2項の規定を準用し、所得の少ない第1号被保険者のうち所得段階第3段階に該当する者の減額賦課について定めるもので、令和2年度の保険料率を第1項第3号の規定に関わらず「4万8,720円」と読み替え、軽減するものでございます。

次に、附則であります。第1条では施行期日として、この条例の施行を規則で定める日からといたしております。

また、第2条では、経過措置として、この条例による改正後の規定については、令和2年度の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものといたしております。

以上、健康福祉課が所管いたします議第5号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてと議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、議第9号 町道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

まず議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本条例改正におきましては、新設道路における自転車通行空間の確保を推進するため道路構造令の一部が改正されたことに伴い、垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例についても同様に所要の改正を行うものでございます。

具体的には、町道を新設するに当たり、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、同時に関係条文及び文言の整理を行うものでございます。

議案書及び新旧対照表の3ページを御覧ください。

第5条第1項及び第5項、第7条第2項につきましては、車道の幅員についての基準を定める条文となります。

今般第9条の2において新設される自転車通行帯には、車道の一部となるため、自転車通行帯を設置することで自動車の通行に影響が出ないよう、車道の幅員について自転車通行帯を除いたものとして規定するものでございます。第9条の2につきましては、今回新設される自転車通行帯の設置基準を整備する条文を追加するものでございます。

第1項及び第2項では、自転車通行帯の設置対象となる町道種別及び設置箇所について、第

3項及び第4項においては、自転車通行帯設置の際の幅員基準について新たに追加しております。

第10条、第11条、第12条につきましては、自転車通行帯を新設するに伴い、自転車道及び自転車歩行者道、歩道との区別を明確にするため、設置基準を道路種別、交通量、道路の設計速度を基に分類し整備したものでございます。

第33条第3号につきましては、町道に待避所を設置する際の延長及び車道幅員について規定しております。車道には、自転車通行帯も含まれるため、自転車通行帯を除いた車道幅員を規定しております。

第42条第1項、第2項につきましては、道路の交通もしくは道路の交通の安全保持について、著しい支障がある小区間について応急処置として改築を実施する際の特例措置について自転車通行帯も包括的な特例措置の対象として含める旨規定するものでございます。

附則につきましては、令和2年4月1日から本条例を施行するものとしております。

続きまして、議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を2戸減ずるもの及び住宅の明渡し請求を行ったときに徴収する額の利率を改めるものでございます。

議案書及び新旧対照表7ページを御覧ください。

第3条でございますが、駒引町営住宅は昭和43年、44年に木造戸建て住宅40戸を建設し、当時の人口増に伴う住宅需要に対応してまいったところでございます。しかしながら、当該住宅は築50年を経過し、老朽化が著しく、国土交通大臣が定める耐用年数30年を超えていること、また現在では民間も含め本町における住宅ストックは充足状態であることなどから、これまで平成14年度から空き家となった住宅を取り壊し、管理戸数12戸となっております。このたび2世帯の入居者が退去されたことに伴い、用途廃止の上、取壊し処分を行うものでございます。このため、管理戸数を「12戸」から「10戸」に改めるものでございます。

次に、第27条でございますが、民法の一部改正に伴い、不正な入居者などへの住宅の明渡し請求を行ったときに徴収する額の利率を「年5分の割合」から「法定利率」に変更するものでございます。

附則といたしまして、この改正条例は令和2年4月1日から施行するものでございますが、第3条第1項の改正規定は公布の日から施行させていただくものでございます。

続きまして、議第9号 町道路線の認定についてでございます。

議案書及び町道路線調書を御覧ください。

今回上程しております5路線は、いずれも民間の宅地開発事業により新設され、垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けたものでございます。

路線番号1173と1174の2路線は、垂井町字楠田地内で造成工事を行う同一の宅地開発事業で8区画の住宅地を分譲するものでございます。路線番号1173、路線名、垂井173号線ござい

ますが、起点は垂井町字楠田1843番1地先、終点は同じく楠田1832番9地先で、道路延長81メートル、幅員6メートルでございます。路線番号1174、路線名、垂井174号線でございますが、起点は垂井町字楠田1842番7地先、終点は垂井町字楠田1842番1地先で、道路延長44メートル、幅員6メートルでございます。

路線番号7090と7091の2路線は、垂井町綾戸字荒越地内で造成工事を行う同一の宅地開発事業で8区画の住宅地を分譲するものでございます。路線番号7090、路線名、綾戸90号線でございますが、起点は垂井町綾戸字荒越882番10地先、終点は垂井町綾戸字荒越882番8地先で、道路延長25メートル、幅員6メートルでございます。路線番号7091、路線名、綾戸91号線でございますが、起点は垂井町綾戸字荒越882番11地先、終点は垂井町綾戸字荒越882番8地先で、道路延長43メートル、幅員6メートルでございます。

次に、路線番号7092は、垂井町綾戸字山ヶ道地内で造成工事を行う宅地開発事業で4区画の住宅地を分譲するものでございます。路線番号7092、路線名、綾戸92号線でございますが、起点は垂井町綾戸字山ヶ道953番1地先、終点は垂井町綾戸字山ヶ道953番5地先で、道路延長30メートル、幅員6メートルでございます。

以上、議第9号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

以上、建設課所管に関します議案でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 木全豊君。

○生涯学習課長（木全 豊君） 私のほうからは、議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、利用者の安全を確保するため、町民プールに保護者と同伴でなければ入場することができない者について、従来、幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）であったものに、小学校1・2学年児童を追加させていただくものであります。

それでは、新旧対照表9ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、別表イの表中1番のところ、「幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）は」を「幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）及び小学校1・2学年児童は、」に改めさせていただき、それに伴い、2の「幼児の数は2人以内」を「幼児及び小学校1・2学年児童の数は、2人以内」に改めさせていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものといたします。

次に、議第14号 指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

今回、指定管理者の指定について議決をお願いします施設は、垂井町勤労青少年ホームでございます。

当該施設は、平成29年4月1日から令和2年3月31日まで、特定非営利活動法人L e t ' s たるいを指定管理者に指定し管理を行わせてきたところであります。

指定の期間が満了するに当たり、令和2年2月3日付にて特定非営利活動法人L e t ' s た

るい理事長 興慈善から、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定の申請がありました。

今日までの3年間、当該施設を適切に管理運営を行ってきました実績等も含めて検討いたしました結果、当該団体が引き続き管理を行うことにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるものと判断し、特定非営利活動法人L e t ' sたるいを指定管理者の候補者に選考させていただきましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、補足説明とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第3号から議第9号まで及び議第14号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第6 議第10号 町道路線の廃止について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第10号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第10号 町道路線の廃止について提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、9月議会において、提出、取下げを行ったところでございますが、このたび関係者等との協議が相調い、道路法第10条第3項の規定に伴い、町道5路線の廃止を行うものでございます。

細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、議第10号 町道路線の廃止について、補足説明をさせていただきます。

本議題につきましては、既に用途廃止をした梅谷町営住宅のそれぞれの住戸へ接続する町道路線を廃止することでございます。梅谷町営住宅の用途廃止に伴い、長屋建ての住宅のそれぞれの住戸や駐車場などに接続する道路5路線につきましては、その全部を廃止するものでございます。

議案書及び町道路線廃止調書を御覧ください。

路線番号5006、路線名、梅谷6号線は、梅谷と敷原を結ぶ町道梅谷1号線との交差点を起点とし、西濃清風園の入り口付近を経て当該梅谷住宅の北から1列目の住宅棟と2列目の住宅棟を接続する道路でございます。

路線番号5007、路線名、梅谷7号線は、北から3列目の住宅棟と駐車場を接続する道路でございます。

また、路線番号5008、梅谷8号線から路線番号5010、梅谷10号線までは、それぞれ北から4列目、5列目及び6列目までの住宅棟に接続する道路でございます。

これらの町道路線の廃止を行うものでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

すみません、ちょっと御質問させていただきます。

先ほど町長さんの御説明のほうで、関係者との協議が相調いましてと。この関係者というのをつまびらかにしていただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、この町道路線に係る関係者についてのお尋ねでございます。

関係者とは、梅谷、敷原の住民及びこの道路を利用して土地利用をしていらっしゃる方々、並びに西濃清風園の利用者でございます。

以上で木村議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） ほかに質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 町道路線の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第11号 町道路線の認定について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第11号 町道路線の認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第11号 町道路線の認定について提案理由を御説明申し上げます。

議第10号と同様、関係者等との協議が調いましたことから、道路法第8条第2項の規定に伴い、町道1路線の認定を行うものでございます。

細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、議第11号 町道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

先ほど第10号で御承認を頂きました梅谷6号線の廃止でございますけれども、本道路につきましては、当該住宅団地の跡地や老人福祉施設西濃清風園、またその周辺の土地利用に供するものでございます。

したがって、この路線の一部を新たな町道路線として認定を行うものでございます。

議案書及び町道路線認定調書を御覧ください。

路線番号5181、路線名、梅谷20号線、梅谷と敷原を結ぶ町道梅谷1号線との交差点、垂井町梅谷字尻江130番1地先を起点とし、西濃清風園入り口付近、垂井町梅谷字更屋敷621番3地先を終点とする路線でございます。

以上、議第11号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

すみません、先ほどの議第10号と同じになるかも分かりませんが、関係者等との協議ということでお話があったと思うんですが、こちらもどなたに当たられますか、教えていただけたらありがたいです。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 失礼いたします。

木村議員からの本路線を利用する関係者等とは誰かと、誰と協議したかというお話でございますけれども、本路線を利用している西濃清風園関係者、それとこの路線沿い、あるいは路線を介して自らの土地に進入している住民らでございます。これらにつきましては、西濃清風園につきましてはその事務局員を通じて協議をしておりますし、利用している住民らについては地元説明会を開催し協議をしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

ありがとうございます。

先ほどの10号との関係者の方とは変わらないということですか。全く一緒ですか。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 廃止と認定につきましては併せて説明をいたしておりますので、議員のお見込みのとおり、変わりはありません。

○議長（後藤省治君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） お尋ねをいたします。

ただいま道路認定の議題が上がっておりますけれども、10号と密接不可分ということで関連してお尋ねするんですが、関連やないけれども、新たな11号としてお尋ねするんですが、この新たな道路認定によりまして、今まで道路に接道していた町有地やない部分の、いわゆる私有地、ここら辺の評価に関しては当然変わってくるものだと思うんですが、この地は御承知のように、都市計画区域外ということで開発が他の都市計画区域とは違って容易にできる部分があるかと思っております。そこら辺の土地の価値が下がったという認識でお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 議員がおっしゃるとおり、確かに都市計画区域外については建築物を建築する場合には道路に接続する義務規定はございません。しかしながら、一般的には道路

を通過して直接土地に入るといふことでその土地の価値が決まってくると思ふます。

今後、この清風園の跡地、あるいは町営住宅の跡地をどのように活用していくのかといふことに関しまして、その活用する相手と、あと周辺土地の利用形態等も十分考慮した上でそれぞれの土地を活用する業者に、例えば外周道路、これは私道になろうかもしれませんが、そういう道路を活用して周辺の土地も有効に活用できるよう理解を求めていきたいといふふうにご考慮しておりますので、御理解を頂きますようよろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 再度質問いたしますけれども、関係者の皆さんに説明をされたといふときに、この旧町道であったところに隣接しておる土地の持ち主なんか、いわゆるそういう方も当然出席されておったんだらうと思ふんですけれども、そのいわゆる説明会の中でそこら辺の土地の価値やらに関しての質問やら思ひはなかつたといふことでよろしいんですね。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 若山議員からのお尋ねは、町道がなくなることによつて周辺の土地の評価が下がるという御心配の聲が説明会の際になかつたかといふお尋ねでございます。

直接的なそういう御心配の聲はちよつと私記憶にしておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、周辺の土地への出入りにつきましては、今後計画されるであろう次の事業主のプランを示しながら周辺の土地の利用にも支障がないような格好で周辺土地利用者には御理解を求めていきたいといふふうにご考慮しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤省治君） ほかに。

[挙手する者あり]

6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 6番 江上。

梅谷20号線の新設道路についてお尋ねします。

これは幅員は何メートルでしたでしょうか。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 本日、新旧対照表と併せてお配りしております資料の中に、町道路線認定調書がございます。

幅員は4メートルでございます。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） ありがとうございます。

4メートルといふことなんですけれども、ちよつと擦れかすりとか、車の、対向車の。狭いかなと思ふことと、もう一点が起点から終点まで103メートルといふことでございますけれども、ここで切つたといふ何か明確な理由はあるんでしょうか。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 町道路線といいますのは、一般の交通の用に供する道路ということになっております。林道であれば山へ行く道路で、山の林業に活用する道路でございますし、農道でいえば農業の用に供する道路でございます。

本件は道路法に基づく町道でございますので、不特定多数の方が利用する西濃清風園、あるいは今回の梅谷町営住宅跡地の活用に重きをおきまして検討した次第でございます。御理解を頂きますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。これで3回目です。

○6番（江上聖司君） 今の西濃清風園、いわゆるその事業者だけの利用だと言われたんですけども、この奥に何名か地権者が見えて、実際その人たちも車で擦れかすりをされるといったときに、その心配はないのかということをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 議員お尋ねのあった件につきましては、今後の交通量を調査いたしまして必要に応じ幅員は検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） 5番 藤墳。

今、江上議員からお尋ねがあった幅員のことは分かりましたけれども、その先の地先まで御利用される方がおられるのではないかというふうな形でお尋ねをしたというふうに僕は理解したんで、その奥の方が御利用されるまでを町道認定となぜされなかったのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 道路につきましてはいろいろな種類の道路がございます。道路法に基づいて管理していく道路と、あるいは山へ入っていくのであれば林道、先ほども申し上げましたけれども、農地を活用するために利用するのであれば農道ということになっております。あるいは何も単なる法定外の道路というのもございます。

今回、道路法に基づく道路として必要最低限確保すべきところというふうで、私どものほうで判断したものでございます。

なお、本土地周辺につきましては、今後様々な土地利用が期待されていきます。その中ではその土地利用に見合った法律に基づく道路を築造していくことが望ましいのではないかとこのように考えておりますので、申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第12号 宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第12号 宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第12号 宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸545番地、石川設電株式会社代表取締役 石川時久が落札いたしましたので、この者と5,390万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに学校教育課長に説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第12号 宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結につきまして、私から契約内容につきましての補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表の後ろに添付されております入札結果表を御覧ください。

本契約は、工事の請負に係る予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）でございます。

契約の方法は、指名競争入札によります契約でございます。

垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、設計金額が5,000万円以上の工事であることから、8者に指名通知をいたしたところでございます。令和2年2月21日に指名競争入札を執行し、第1回目の入札の結果、税抜き価格でございますが、石川設電株式会社は4,900万円で予定価格に達し落札したところでございます。

議案書を御覧ください。

入札結果によりまして、消費税を含めた契約金額を5,390万円とし、契約相手方を垂井町綾戸545番地、石川設電株式会社代表取締役 石川時久として、本契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限につきましては、令和2年6月30日でございます。

以上、契約に係ります補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

○学校教育課長（水野忠宗君） 私からは、宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）の工事の概要について御説明をさせていただきます。

本工事は、来年度、特別教室として利用しております宮代小学校11教室、表佐小学校9教室、合原小学校5教室、東小学校8教室の計33教室に空調設備を設置するものであります。

空調設備につきましては、天井つり形の空冷ヒートポンプパッケージエアコンで、それぞれの教室に室内機とベランダに室外機を設置するものでございます。管理方式としましては、教室ごとの個別管理方式としております。

令和2年6月30日を完成期限として工事を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 宮代小学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第13号 不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第13号 不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第13号 不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、大垣市島町146番地3、長良電業株式会社代表取締役 小林知成が落札しましたので、この者と5,940万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに学校教育課長に説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、議第13号 不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結につきまして、契約内容につきましての補足説明をさせていただきます。

議案書並びに添付の入札結果表を御覧ください。

本契約は、工事の請負に係る予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）でございます。

契約の方法は、指名競争入札によります契約でございます。

垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、設計金額が5,000万円以上の工事であることから、8者に指名通知をいたしたところでございます。令和2年2月21日に指名競争入札を執行し、第1回目の入札の結果、税抜き価格でございますが、最低価格で5,400万円での入札者が2者となり、くじ判定の結果、長良電業株式会社を落札者としたところでございます。

議案書を御覧ください。

入札結果によりまして、消費税を含めた契約金額を5,940万円とし、契約相手方を大垣市島町146番地3、長良電業株式会社代表取締役 小林知成として、本契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限につきましては、令和2年6月30日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

○学校教育課長（水野忠宗君） 私からは、不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）の工事の概要について御説明をさせていただきます。

本工事は、来年度、特別教室として利用しております不破中学校18教室、北中学校10教室の計28教室の空調設備を設置するものでございます。

空調設備、管理方式については、先ほどの可決いただきました方式と同様でございます。

令和2年6月30日を完成期限として工事を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 不破中学校外空調設備設置工事（第Ⅱ期）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第25号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第25号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第25号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出からそれぞれ3,280万9,000円を減額し、予算総額を100億1,234万7,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、総務費では、総務管理費におきまして、庁舎等の光熱水費に係ります需用費の減額、公衆街路灯の修繕料に係ります需用費の増額、新庁舎消防設備点検の手数料に係ります役務費、庁舎移転業務に係ります委託料、新庁舎建設工事に係ります工事請負費及び新庁舎備品に係ります備品購入費をそれぞれ減額いたすものでございます。

また、ふるさと納税管理業務に係ります委託料の増額、東京圏からの移住支援事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、公共施設整備基金に係ります積立金の増額につきましては、それぞれ措置をいたしますとともに、国庫支出金の個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付、新庁舎建設事業に係ります町債への減額及び寄附金の受入れに伴う財源更正を行ったところでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費におきましては、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

また、選挙費におきましては、参議院議員選挙の執行に伴います不用額の減額措置を行ったところでございます。

民生費では、社会福祉費におきまして、障害者自立支援給付費国庫負担金などの過年度国庫支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、老人保護措置費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、ねたきり老人等介護者慰労金及び高齢者タクシー利用助成事業に係ります扶助費の減額、介護保険特別会計への繰出金の増額、自立支援医療費、障害福祉サービス費等及び相談支援給付費等に係ります扶助費の増額、高額障害福祉サービス等給付費及び障害福祉サービス利用者負担助成事業に係ります扶助費の減額につきまして、それぞれ係る措置を行った次第でございます。

また、児童福祉費におきましては、広域保育に係ります委託料、臨時職員に係ります賃金、こども園、保育園等の光熱水費に係ります需用費、府中保育園園舎耐震補強工事等に係ります工事請負費、私立認定こども園施設型給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金及び児童手当に係ります扶助費につきまして、それぞれ減額の措置を行ったところでございます。また、府中保育園園舎耐震補強事業に係ります町債の減額及び一時的保育料に係ります分担金及び負担金の増額に伴う財源更正を行ったところでございます。

次に、衛生費では、保健衛生費におきまして、斎場の燃料費に係ります需用費、友引汚物焼却業務に係ります委託料、汚水処理施設整備交付金精算金に係ります償還金、利子及び割引料の増額、また妊婦健康診査、妊婦歯科健診、健康増進事業、健康増進計画策定用アンケート調査及び予防接種に係ります委託料、新生児聴覚検査費助成金、妊婦健診委託外医療機関等受診費用助成金及び不妊治療費助成金に係ります扶助費の減額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございますとともに、国庫支出金の汚水処理施設整備交付金の減額及び母子保健衛生費国庫補助金の増額に伴います財源更正を行ったところでございます。

また、清掃費におきましては、臨時職員に係ります賃金、クリーンセンターの燃料費及び光熱水費に係ります需用費を、それぞれ減額措置を行ったところでございます。

労働費では、労働諸費におきまして、勤労青少年ホームの修繕料に係ります需用費の増額措置を行いました。

次に、農林水産業費では、農業費におきまして、機構集積協力金交付補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額を、食料産業・6次産業化交付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額を、北部幹線農道開設工事及び米野地内排水路改良工事に係ります工事請負費の減額。次に、県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額を、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、高性能農業機械導入補助金及び元気な農業産地構造改革支援事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置いたしますとともに、地方道路整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正を図った次第でございます。

次に、商工費では、ふれあい垂井ピア推進協議会補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしますとともに、排水路整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正を行いました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、地方道路整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正を、また都市計画費におきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金及び公共下水道事業特別会計への繰入金につきまして、それぞれ減額の措置を行ったところでございます。

次に、消防費では、消防設備整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正を行っております。

次に、教育費では、小学校費におきまして、小学校の光熱水費に係ります需用費につきまして、減額措置をいたしました。

次に、中学校費におきましては、不破中学校手すり取付け工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行っておりますところでございます。

また、社会教育費におきましては、文化財保存修理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額を、文化会館の光熱水費に係ります需用費の減額につきまして、それぞれ措置をいたしますとともに、寄附金の受入れ及び県支出金の歴史文化等継承事業振興補助金の交付に伴います財源更正をいたしました。

公債費につきましては、平成30年度借入分利子に係ります償還金、利子及び割引料につきまして減額措置をいたしますとともに、減債基金繰入金の減額に伴います財源更正をお願いした次第でございます。

なお、財源につきましては、町税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費の補正につきましては、農林水産業費では経営体育成基盤整備事業、土木

費では、旧梅谷町営住宅敷地等境界確定事業に係ります経費を令和2年度に繰り越して実施することを追加してお願いいたしますのでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） こちらの演壇にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議第25号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ3,280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,234万7,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の16ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費でございます。目1 一般管理費におきまして、庁舎等に係ります光熱水費で契約内容の変更と新庁舎の業務開始が7月から9月に延びましたことによりまして不用額が発生いたしましたので、700万円の減額補正をお願いするものでございます。なお、個人番号カード交付事務補助金8万7,000円の交付に伴いまして、財源の更正についてもお願いするものでございます。

次に、目5 財産管理費におきまして、修繕料では公衆街路灯の修繕に90万円の増額補正をお願いするものでございます。役務費では、新庁舎の竣工検査の実施によりまして、消防設備点検業務が不要となりましたことなどによりまして、110万円の減額補正をお願いいたします。委託料では、庁舎移転業務に450万円の不用額が生じたため減額補正を、工事請負費では、新庁舎建設工事で3,000万円の不用額が生じたため減額補正を、備品購入費では、庁舎関係で150万円の不用額が生じたため、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

目6 企画費におきまして、委託料では、ふるさと納税の返礼品に係ります管理業務で3,000万円の増額補正と、負担金、補助及び交付金では、東京圏からの移住支援事業の実績がなかったことから100万円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、歳入、総務費寄附金で170万円の寄附に伴いまして、財源の更正についてもお願いするものでございます。

目7 電算管理費におきまして、国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備補助金が239万1,000円交付されたことに伴いまして財源更正を行ったものでございます。

目11 財政調整基金費におきまして、積立金で公共施設整備基金に積み立てるため3,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費でございます。目1 戸籍住民基本台帳費におきまして、負担金、補助及び交付金で、地方団体情報システム機構により通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金上限見込額の通知があり、104万8,000円の不足額が生じますので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4 選挙費でございます。昨年7月21日に行われました参議院議員選挙の執行に伴いまして、全ての支出が完了いたしましたので、不用が生じた科目につきまして減額措置をお願いするものでございます。17ページの中段から19ページの下段にかけましての56万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきまして、償還金、利子及び割引料で平成30年度障害者自立支援給付費国庫負担金などの額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので1,258万円の増額補正を、繰出金では、国民健康保険特別会計へ2,164万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目5 老人福祉費におきまして、負担金、補助及び交付金では、西濃清風園の垂井町の措置人員が減少したため756万8,000円の減額補正を、扶助費では、ねたきり老人等介護者慰労金で在宅での介護者が減少傾向となったため111万5,000円の減額補正を、高齢者タクシー利用助成事業で利用者が見込みより減少したため224万円の減額補正をお願いするものでございます。

目10 介護福祉費におきまして、繰出金で介護保険特別会計へ134万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目11 障害者福祉費におきまして、扶助費で各種サービス利用者の増加など実績数を勘案し、5,803万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2 児童福祉費でございます。目1 児童福祉総務費におきまして、広域保育委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料110万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目2 児童福祉施設費におきまして、臨時保育士の応募が少なく、賃金の不用額が生じることとなりますので650万円の減額補正を、光熱水費では、主に電気料の契約内容の変更によりまして180万円の減額補正を、工事請負費では、府中保育園園舎耐震工事、垂井東こども園プール再塗装工事の額が確定し不用額が生じることとなりましたので2,267万5,000円の減額補正を、負担金、補助及び交付金では、ハチスチルドレンズセンターに対します施設型給付費で当初見込みより入園児数が減少したことにより不用額が生じることとなりますので2,400万円の減額補正をお願いするものでございます。なお、歳入、児童福祉費負担金の一時的保育料110万7,000円の増額に伴い、財源更正につきましてもお願いするものでございます。

次に、目5 児童措置費におきまして、扶助費で児童手当におきまして不用額が生じることとなりますので、600万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 環境衛生費におきまして、需用費、燃料費では斎場の火葬用燃料38万円の増額補正を、委託料では友引汚物焼却業務で29万1,000円の増

額補正を、償還金、利子及び割引料では汚水処理施設整備交付金の過年度精算金といたしまして205万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、歳入の汚水処理施設整備交付金257万6,000円の減額に伴いまして、財源更正についてもお願いするものでございます。

目6保健センター費におきまして、委託料では妊婦健康診査、妊婦歯科健診、健康増進事業、健康増進計画策定用アンケート調査、予防接種などが実績見込みにより不用額が生じることとなりますので1,873万3,000円の減額補正を、扶助費では新生児聴覚検査費助成金、妊婦健診委託外医療機関等受診費用助成金、不妊治療費助成金で不用額が生じることとなりますので141万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、歳入におきまして、母子保健衛生費国庫補助金79万4,000円の増額、衛生費県補助金の一般不妊治療費助成事業補助金の15万円の減額に伴いまして、財源更正につきましてもお願いするものでございます。

次に、項2清掃費でございます。目1清掃総務費におきまして、賃金でクリーンセンター職員の欠員によります不用額が生じることとなりますため300万円の減額補正をお願いするものでございます。

目2クリーンセンター費におきまして、需用費、燃料費で施設の焼却用燃料に不用額が生じることとなりますため50万円の減額補正を、光熱水費では、主に電気料の契約内容の変更により不用額が生じることとなりますため250万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款5労働費、項1労働諸費でございます。目3勤労青少年ホーム管理費におきまして、給水ポンプ設備の修繕が必要となりましたので、需用費、修繕料で35万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費でございます。目3農業振興費におきまして、負担金、補助及び交付金で、機構集積協力金交付補助金の予算不足が見込まれますことから267万6,000円の増額補正を、食料産業・第6次産業化交付金で予定しておりました事業者が事業に着手できませんでしたので95万円の減額補正をお願いするものでございます。

目7農地費におきまして、工事請負費では、北部幹線農道開設工事、米野地内排水路改良工事におきまして不用額が生じることとなりますので1,359万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。負担金、補助及び交付金では、圃場整備事業におきます県工事の負担金としまして936万円の増額補正を、農業施設の長寿命化に対します多面的機能支払交付金、資源向上支払交付金で不用額が生じることとなりますので318万9,000円の減額補正を、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産活動を支援します環境保全型農業直接支払交付金で不用額が生じることとなりますので182万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、町債1,800万円の減額に伴い、財源の更正につきましてもお願いするものでございます。

目8農業構造改善費におきまして、負担金、補助及び交付金では、高性能農業機械導入に関します補助といたしまして、実績が確定したことに伴い不用額が生じることとなりますので369万7,000円の減額補正を、元気な農業産地構造改革支援事業に関します補助金では、予定しておりました業者が事業着手に至りませんでしたので62万5,000円の減額補正をお願いするも

のでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。目2商工振興費におきまして、負担金、補助及び交付金でふれあい垂井ピア推進協議会に対します補助金の精算によりまして315万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、町債2,200万円の減額に伴い、財源の更正につきましてもお願いするものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費でございます。道路新設改良事業の事業費が確定したことによりまして、町債を減額する財源更正を行うものでございます。

次に、項4都市計画費でございます。目1都市計画総務費におきまして、負担金、補助及び交付金で、木造住宅の耐震補強工事に対します補助申請がありませんでしたことから101万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

目4公共下水道費におきまして、繰出金で公共下水道事業特別会計の事業費が減額となりますことから、一般会計の繰出金1,940万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費でございます。消防施設費の事業費が確定したことによりまして、町債を減額する財源の更正を行うものでございます。

続きまして、款10教育費、項2小学校費でございます。目1学校管理費におきまして、光熱水費で、主に電気料の契約内容の変更によりまして100万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費でございます。目1学校管理費におきまして、不破中学校に手すりを増設するため工事請負費で63万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費でございます。目4文化財保護費におきまして、負担金、補助及び交付金で五明稲荷のイチョウの剪定に2万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目6文化会館費におきまして、光熱水費で主に電気料の契約内容の変更により200万円の減額補正をお願いするものでございます。歳入、寄附金で160万円の寄附がございました関係で財源更正につきましてもお願いするものでございます。

目10タリイピアセンター費におきまして、企画展が県の清流の国ぎふ推進補助金に採択されましたため、財源の更正措置を行うものでございます。

続きまして、款12公債費、項1公債費でございます。目1元金におきまして、減債基金の繰入金の減額に伴います財源更正措置を行うものでございます。

目2利子におきまして、平成30年度に借入れを行いました起債の利子額が確定いたしましたので886万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計3,280万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。

8ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税でございます。目2法人におきまして、特に製造業におけます業績の悪化により2,800万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2固定資産税でございます。目1固定資産税におきまして、家屋でございますが新築工場の評価の関係で860万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10地方交付税、項1地方交付税でございます。普通交付税の額が確定いたしましたので1億7,252万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款12分担金及び負担金、項2負担金でございます。目2民生費負担金におきまして、児童福祉費負担金では、一時的保育に係る利用者の増により110万7,000円の増額補正と、老人福祉費負担金では、歳出にもありました西濃清風園の垂井町の措置人員が減少したため75万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。目2民生費国庫負担金におきまして、児童手当国庫負担金では、歳出同様に453万円の減額補正と、保険基盤安定国庫負担金では、国民健康保険の基盤安定負担金に係りまして、国負担分といたしまして428万3,000円の増額補正と、障害者自立支援給付費負担金では、歳出増加に伴い2,787万円の増額補正を、障害者医療費負担金では、主に厚生医療の増加に伴い120万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定がありましたので239万1,000円の増額補正を、個人番号カード交付事業費補助金では104万8,000円の増額補正を、個人番号カード交付事務費補助金では10万円の増額補正をお願いするものでございます。

目3衛生費国庫補助金におきまして、汚水処理施設整備交付金で257万6,000円の減額補正を、母子保健衛生費国庫補助金はシステム改修についての補助金で79万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目7土木費国庫補助金におきまして、耐震改修等事業国庫補助金は、歳出の執行がなかったことから41万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金でございます。目2民生費県負担金におきまして、児童手当県負担金では、国庫負担金と同様に歳出の減となりますので97万円の減額補正をお願いするものでございます。保険基盤安定県負担金では、国庫負担金と同様、国民健康保険の基盤安定負担金に係りまして県負担分といたしまして494万円増額補正を、障害者自立支援給付費等負担金では、歳出増加に伴い1,456万6,000円の増額補正を、自立支援医療給付費負担金では、主に育成医療の減少に伴い3万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2県補助金でございます。目1総務費県補助金におきまして、東京圏からの移住支援補助金では、事業の実績がなかったことから75万円の減額補正をお願いするものでございます。

目3衛生費県補助金におきまして、一般不妊治療費助成事業補助金では、歳出の減に伴い15万円の減額補正をお願いするものでございます。

目5農林水産業費県補助金におきまして、機構集積協力金交付事業費補助金では、歳出の事

業費の確定に伴いまして267万6,000円の増額補正を、環境保全型農業直接支払交付金では、歳出の減に伴い137万円の減額補正を、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金では、歳出に執行がありませんでしたので62万5,000円の減額補正を、資源向上支払（長寿命化）交付金では、歳出の事業費の確定に伴い239万2,000円の減額補正を、食料産業・6次産業化交付金では、歳出に執行がなかったことから95万円の減額補正をお願いするものでございます。農業農村整備事業費補助金では、歳出の事業費の確定に伴い152万円の減額補正をお願いするものでございます。

目7土木費県補助金におきまして、建築物等耐震化促進事業費補助金では、歳出に耐震工事に至る申請がございませんでしたので30万円の減額補正をお願いするものでございます。

目9教育費県補助金におきまして、タルイピアセンターの企画展が清流の国ぎふ推進補助金に採択されたため、歴史文化等継承事業振興補助金として160万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3委託金でございます。目1総務費委託金におきまして、参議院議員選挙の経費確定により、県からの委託金195万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款17寄附金、項1寄附金でございます。目1一般寄附金におきまして、ふるさと納税におきます寄附額が3,400万円の増と見込まれますので増額補正をお願いするものでございます。

目2総務費寄附金におきまして、商店街の街路灯譲渡に関しましての寄附金170万円の増額補正をお願いするものでございます。

目10教育費寄附金におきましては、芸術文化環境の向上のために160万円の寄附がありましたので増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項2基金繰入金でございます。今年度の財政運営の状況から、目1財政調整基金繰入金では2億1,400万円の減額補正を、目2減債基金繰入金では4,000万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金でございます。前年度繰越金1億4,257万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款21町債、項1町債でございます。当初予定しておりました各起債でございますが、起債抑制を図るため減額いたします。

目1総務債では、臨時財政対策債を5,900万円減額、新庁舎建設事業を1,700万円減額、目2民生債では、府中保育園の園舎耐震補強に係ります児童福祉施設債を2,300万円減額、目7土木債では、排水路整備事業に係ります土木債を2,200万円減額、地方道路整備事業に係ります道路債を2,100万円減額、目8消防債では、消防設備整備事業に係ります消防防災施設債を1,700万円減額の補正をお願いするものでございます。

以上、歳入合計3,280万9,000円の減額でございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費補正でございます。

第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、経営体育成基盤整備事業でございます。県営土地改良事業栗原地区の補助整備事業の一部につきまして、工事の進捗に基づきまして350万円を翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款8土木費、項5住宅費、事業名、旧梅谷町営住宅敷地等境界確定事業（分筆）でございます。旧梅谷町営住宅敷地等につきまして、町道廃止後の払下げの手續を迅速・円滑に行いますため、95万円を翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

臨時財政対策債につきましては、起債の抑制を図るため5,900万円の減額補正を行うものでございます。

新庁舎建設事業で1,700万円の減額補正を、保育園園舎耐震補強事業で2,300万円の減額補正、排水路整備事業で2,200万円の減額補正、地方道路整備事業で2,100万円の減額補正、消防設備整備事業で1,700万円の減額補正をお願いするものでございます。

各事業の事業費が確定したために減額補正をお願いするもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

なお、33ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山。

御質問いたします。

歳出の16ページでございます。

企画費、その中の節19東京圏からの移住支援事業補助金、これは100万円全額減額されるんですけども、これに関係して11ページ、県補助金、これは4分の3の県補助金、補助率ですね、これ、75万円ということで。実はここで減額されて、令和2年の当初予算に関してはまた同額で100万円計上されておるといふことなんですね、これ。この年度末において全額減額されるということは、それだけ応募がなかったということなんですね。人気がないということなんですね。

東京圏と、こうなるんですね、これ。何でやという、それは県事業のメニューに乗っかっての話だろうと思うんですけども、そこら辺、担当所管として思いの丈をちょっとまずお尋ね

していきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） 若山議員の質問に答えさせていただきますけれども、人気がないというようなことでございまして、なかなかこの要件が非常に厳しい要件になっておりまして、中身をちょっと言ってもいいんですけれども、東京に何年住んでおらないいけないとか、それとかこちらに来たときには、また住所要件、それとか就職する先も、これ、限りがありまして、県の就職サイトの中から選ばなきゃいけないというようなこともありますし、それで自分で就職先も選ぶことができないというふうなことでございまして、この件につきましては、これは国の事業でございまして、国も今年度の目標を4,000件あたりを見込んでおったわけなんですけれども、半年たって、43件というようなことで、全然思ったとおりにいかないというようなことがございまして、この要件を令和2年度に関しましては緩和するということで、この補助制度を使っただけないかなというようなことで、国も今考えているところですので、本町といたしましても東京にPRするようなこともございますので、そういうときには当然ながらこういう補助制度のPRもしています。県のチラシにつきましても、ホームページでもそんなようなことも行っておりますので、継続的に今後も行っていきたいなというようなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山。

ちょっと再質問といいますか、非常に人気がないということと、縛りがきついということなんです。殊、垂井町を中心に考えてみれば、垂井町へ定住化の目的で流入されるということは、何も東京圏に限ったことではないんですね。そこら辺を、いわゆる県事業の4分の3の補助金、これは大変な裏打ち財源として有用だとは思いますが、一旦定住化を垂井町にしていれば、それなりのいわゆる固定資産、あるいは町民税、こういった税金の涵養にもつながっていくんだという考え方からして、もっとグローバルな考え方が、いわゆる垂井町独自の施策を打ち上げるぐらいの考え方はないのかどうなのか、町長、ぜひよろしく。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 実は、今年度の当初予算で少し本日も補足を多少しておると思っておりますけれども、住宅リフォームの関係の制度をこれまで構築してまいりました。

それを秋頃から一部見直しをいたしまして、移住・定住者、それには今おっしゃっていただきました、実に東京圏とかそういう固有名詞を使わずして移住・定住、3年外に出ておる人を最低限の条件にしながら、とにかく垂井に移住をしてもらうという制限に物すごい緩やかな発想で補助金の制度を一部導入しておりますので、そういった関係で、東京のみならず垂井から一度出られた方でも垂井町に定住していただくということであれば補助の対象にしていこうという制度も構築しておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山。

今、町長が提案されたのは商工振興費のほうの話とコラボしておるといようなことなんですな。

こっちは企画なんですわね。ひと・もの、何とかいう延長線上だろうと思うんですけども、ぜひそこら辺トータルでひとつ、あっちもこっちもメニューが分散していますと訳の分からんような状態になりますし、さりとて商業振興も重要なことですので、そこら辺、整理整頓しながらぜひ垂井町、人口の減らないような、もしくは維持できるような、そういった光り輝く施策、よろしく願いいたします。これは要望ですので、よろしいです。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

すみません、ちょっと数点あります。確認も含めてなので、よろしくお願いします。

まず、民生費、社会福祉費のほう、21ページになるかと思いますが、これ、まず確認で、相談支援給付費等という形で増額の補正という格好ですけども、これって地域生活支援事業にまたがって確認させていただいても大丈夫ですか、小川課長さんかな。

申し訳ありません。これってモニタリングも入っていますでしょうか。モニタリングがもし入っているならば、その件数ですとか内訳というのをちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

といいますのも、どの程度で1件としてカウントされているのかということで、これはたしか約2万円ぐらいが1件じゃなかったかなあとと思っているんですけども、そこらあたりをちょっと具体的にお示しいただけたらありがたいです。

あと、もう数点ある中の一つなんですけど、同じページで目2の児童福祉施設費の650万円減額されました。臨時職員賃金の関係ですね。これ、ゼロ歳児ちゃんの関係とかもいろいろあったかと思いますが、これ、足りないままで保育現場の受入れは成り立っていたのかどうかということで、どこかにしわ寄せとか何かしらどう先生が対応されたのかということで、あと住民さんにとってお困りだった面というのとか、いわゆる苦情とかという形とかはこの関係ではなかったのかどうかということを確認させていただきたいと。

あともう一点なんですけれども、これ、垂井町はまあまあ目玉だったんじゃないかなあと、過去を振り返ると思うんですけど、25ページの保健衛生費の関係で不妊治療費の助成、県費に上乘せして一般財源でやっていただいているやつなんですけど、これが約90万円ほどの減額ということで、対象となる治療のメニューですとか、回数とか、期間で使いづらくなっていないかなあとちょっと心配します。こちらのあたりは総括というか、この減に当たって何かしら思われたことというのを教えてくださいましたらありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、社会福祉費の障害者福祉費、相談支援給付費等についてでございます。

モニタリングも含めてということでございますが、今手元にはデータを持っておりませんが、これらも含めた形で補正予算の対応をさせていただいております。

また、衛生費のほうでございます。不妊治療費の助成のほうでございますが、使い勝手が悪いということの今御意見を頂いたところでございます。

県の補助と合わせまして、また県のほうにしましても、申請時期等の見直しを含めて申請しやすい状況をつくっていくということを聞いておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 木村議員から御質問のあった21ページ、臨時職員の賃金の件でございます。

650万円の減額補正とさせていただきたいところなんですけれども、こちらは分母が大変大きい中での650万円ということです。現在、臨時の保育士、午前・午後、短時間の勤務も含めまして60名ほどの臨時職員で保育園のほうを動かしておりますけれども、実際本当に通年保育士の募集をかけても応募がない状況の中で、今現在いる職員で何とか対応しているということです。

やはり応募が少ないということで、何とか保育士の負担を少なくできないかということで、次年度からゼロ歳児の受入れをこども園、垂井こども園と東こども園、2園に集中させるという方法で運営をしていこうとしているところでございます。

実際には苦情という形では直接こちらのほうには聞いておりませんが、現場は本当に限りある職員の中で大変ばたばたしながらといいますか、本当に難しいところで対応をしているのが現状でございます。失礼します。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

御答弁ありがとうございます。

1つ、ちょっと順番が前後しますけれども、不妊治療に関して、小川課長さんの申請しやすいふうに見直していくんだということで大変心強い御答弁だったかなあとと思いますので、ぜひぜひお悩みの御家庭があるかと思っておりますので、ぜひお力添えいただけたらと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

保育士さんに関しましてですけれども、確かに保育士の先生方の負担を軽減されるということで様々取組があるかも分かりませんが、これがひいては町民さんの負担、ゼロ歳児ちゃんが預かってもらえないということで、あちこちの園を回らなきゃならないということにつながっ

てはいけないなということで、本当に保育士の確保ということはもう抜本的な見直しが必要じゃないかと、これは全国的な現象でありますので、ぜひぜひ垂井町だけが困っているということじゃなくて、本当に地域同士で10円高かったら行ってしまうというような感じで引っ張り合いがあるような状態を聞き及んでおりますので、ぜひ垂井町も、例えば書類の軽減ですとか、先生方のやはり事務的作業とか、本当に子供が好きで向き合っている先生たち方のそういった御意見も御反映いただいて、実際の親さんからは、そういった預かりに関して先生にちょっと話したわという親さんたちはいらっしゃいますね、役場まで届かなくとも。現場の先生たちはかなり辛辣な御意見も聞いていらっしゃるんじゃないかなあというところも思いながら、そこから辺りも含めまして、今後の御努力を続けていただけたらありがたいと思います。

そして再質問に移りますけれども、例のモニタリングですね。すみません、小川課長。

モニタリングを含めているということがお答えであったんですけれども、これ、事業所によっては相当このモニタリングも温度差があって、それで同じ金額なのかということで、随分と御意見がありますね。

例えば、家にちゃんと訪問していただいて、顔を見てしっかりと計画相談を立てられたりという形でつながっていくというふうであればすごく充実した予算執行になるかと思うんですけれども、立ち話程度でワンカウントという形で取っていらっしゃるという事業所もあると。本人にも会わずとしてやっていらっしゃってそういった請求があるという形だと、もうこれは本当に幾らあっても予算が足りない状況になってくるんじゃないかなあと思います。

ですので、今回補正は上がってしまっていて致し方ないなあという部分もあるんですけれども、今後、言葉は悪いですが、ちょっと悪質に感じる事業所というところに関しては、シビアな取扱いをしていただかなくちゃいけないんじゃないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

相談支援給付事業につきましては、それぞれの事業所の中で対応が温度差があるということはお実感しておるところでございます。

ただ、事業を推進するに当たりましては、皆さん方、それについては真面目に取り組んでいただいていることと併せて認識をしているところでございます。

今後につきましては、それらの事業所とのヒアリング、問題点等も洗い出しながら、今後の事業の推進に当たっていくとともに、今言われたような欠陥等、見当たるところがございましたら、指導といいますか意見も聞きながら事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

ありがとうございます。

ただ、本当に現場の職員さんも少なく大変だという事業所を聞いています。なかなか育たなくてということで困っていると。ただ適正な計画相談、その個別支援計画につながっていないということで、利用者さんの地域トラブルにもつながっている例が実際ありました。なので、今後そういったところの事業所がもしありますれば、徹底した指導をしていただきたいというふうに思っています。そういった機会をしっかりと設けることが適正な予算執行じゃないかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） 失礼いたします。

視点を換えさせていただいて、歳入のほうについてお尋ねを申し上げます。

8ページ、町の法人税のほうですけれども、こちら、2,800万円の減額ということになっております。

これは件数等と、もしくは税収の落ち込みについて、どのような見解を持っておられるのか。これは次年度以降、当然来年度の予算にもかなり大きく影響を及ぼすのではないかとということで、あえてお尋ねをさせていただきます。税務課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤省治君） 税務課長 木下誠司君。

○税務課長（木下誠司君） 先ほどの補足説明のほうにもございましたけれども、やはり製造業におきます業績の悪化というのは如実に表れていまして、平成30年度の決算状況と今年度の調定額の状況を見ていまして7,347万円の差額が今出る見込みとなっております。

先般、国内総生産（GDP）の1次速報が出ましたけれども、ここでもやはり年間、年率換算でも6.3%の減というような見込みもありますので、やっぱりそのような実態も今年度反映しておるなというふうに見ております。

来年度におきましても、このようなこと、あと午前中の来年度の補足説明にもありましたけれども、法人税率もまた引き下げられますので、併せまして法人町民税に関しましては相当の減額となるというふうに見込んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 12番 富田栄次君。

○12番（富田栄次君） 庁舎の光熱費について、減額補正700万円になっているんですけども、これのうち新庁舎に途中で替わっていますけれども、そういった観点、また今回かなり天候等も異変ですけれども、何かお分かりのことがあったら教えてもらいたいです。

○議長（後藤省治君） 何ページに。

○12番（富田栄次君） 総務費の庁舎の光熱費です。

総務費、庁舎の光熱費に係る需用費の減額補正。これの要因を教えてください。特に、今

ここでいろいろお尋ねすることはないかと思うんですけど、分かれば。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 庁舎等の公共施設に関しまして、庁舎も含めてでございますが、電力関係のプランの切替えを行ったところでございまして、役場庁舎ほかで25施設ございまして、単価的にも入札を行いました結果、基本料金でかなり減額となってきたということがございます。

それから、先ほどもちょっと補足説明で申しましたが、こちらの庁舎の移転を予定しておりました7月から9月に移転が延びましたことから、こちらの庁舎の電気料700万円減額をさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は16時45分といたします。

午後4時28分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決定しました。

日程第11 議第26号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第11、議第26号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長(早野博文君) 議第26号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,327万8,000円を追加し、予算総額を29億3,817万円といたすものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、総務費では、総務管理費におきまして、電算システム改変に係ります委託料につきまして増額をいたしました。

保険給付費では、高額療養費におきまして、高額介護合算療養費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を行いました。

保健事業費では、保健事業費におきまして、国庫支出金の災害臨時特例補助金の交付に伴います財源更正を行ったところでございます。

また、特定健康診査等事業費におきましては、特定健康診査に係ります委託料の減額を行い、基金積立金では、国民健康保険基金に係ります積立金の増額措置を行った次第でございます。

諸支出金につきましては、特定健康診査等国県負担金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図ったところでございます。

なお、細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(後藤省治君) 住民課長 多賀靖君。

[住民課長 多賀靖君登壇]

○住民課長(多賀 靖君) 私からは、住民課が所管いたします議第26号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,327万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を29億3,817万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料で111万1,000円増額補正をお願いするものでございます。社会保障・税番号制度システム整備としてオンライン資格確認システムの稼働対応するものでございまして、世帯単位の被保険者証記号番号に個人を識別する2桁の番号を新たに追加するもので、令和3年3月開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用に備えるものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項2高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費、節19負担金、補助及び交付金で15万円増額補正をお願いするものでございます。一般被保険者高額介護合算療養費の見込みが増加することから増額をお願いするものでございます。

続きまして、款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費、歳入におきまして国庫支出金で災害臨時特例補助金1万8,000円を受け入れることにより、財源の更正をいたすものでございます。

次に、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料で225万5,000円減額補正をお願いするものでございます。不破郡医師会に委託しております特定健康診査に係ります委託料につきまして、1月までの実績を踏まえまして減額を見込んだものでございます。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節25積立金で2,300万円増額補正をお願いするものでございます。国民健康保険事業の健全な運営に資するための基金の積立てをお願いするものでございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料で127万2,000円増額補正をお願いするものでございます。平成30年度の国民健康保険特定健康診査保健指導の国庫、県補助金の額がそれぞれ確定したことに伴いまして、既交付金が超過となりましたので返還をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害臨時特例補助金、節1災害臨時特例補助金で1万8,000円増額補正をお願いするものでございます。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い特定被災区域から転入されました被保険者について行っております療養の一部負担金など免除特例措置に係ります経費を対象に交付されるものでございます。

次に、目8社会保障・税番号制度システム整備費補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金で111万1,000円増額補正をお願いするものでございます。国からの交付予定の補助金に係ります増額をお願いするものでございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金で1,229万5,000円増額補正をお願いするものでございます。保険税の軽減分を補填する制度でございます。国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございます。節4財政安定化支援事業繰入金で929万3,000円増額補正をお願いするものでございます。県より繰入基準額の決定を受け増額をお願いするものでございます。節5その他一般会計繰入金で5万7,000円増額補正をお願いするものでございます。福祉医療の波及増分でございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で50万4,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第27号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第12、議第27号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第27号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出からそれぞれ3,060万円を減額いたし、予算総額を8億6,875万4,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、公共下水道費におきまして、管渠詳細設計業務に係ります委託料、物件移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金、浄化センターの消耗品費及び光熱水費に係ります需用費、浄化センター汚泥処分、運搬業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額の措置を行ったところでございます。

併せて公共下水道事業に係ります町債の減額に伴う財源更正を行いました。

なお、財源につきましては、繰入金及び町債につきまして、それぞれ減額を、また地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いいたすものでございます。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） ただいま上程されました議第27号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、公共下水道事業に係ります事業費の確定によりまして減額を行うものでございます。

また、財源につきましては、一般会計からの繰入金及び地方債の減額をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ3,060万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,875万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページを御覧ください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節13委託料では、幹線管渠積算委託業務等の事業量の確定によりまして360万円を減額し、節22補償、補填及び賠償金では、下水道面整備工事に伴う上水道施設の支障移転補償費が少なく済んだことにより1,200万円を減額するものでございます。なお、特定財源のその他でございますが、下水道使用料を財源としておりました目3浄化センター費が減額となりますので、1,500万円を目1下水道建設費へ振り替えさせていただくものでございます。

次に、目3浄化センター費、節11需用費でございます。水処理に係ります薬品等でございますが、今年度これまでの実績を踏まえ、不用額が生じる見込みとなりましたので700万円の減額をお願いするものでございます。続きまして、節13委託料は、浄化センターから発生する汚泥の処分及び運搬業務につきまして3,756万2,000円と見込みまして、800万円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金でございます。1,940万円の減額を行うもので、公共下水道事業費の額の確定によりまして一般会計からの繰入額の減によります精算をさせていただくものでございます。

次に、款9町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道事業債でございます。起債対象事業費の確定によりまして1,120万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻り願います。

第2条で地方債の変更について規定をしておりますが、借入限度額を変更させていただくものでございます。

3ページに調書を掲載しておりますので、併せて御覧願います。

第2表で地方債の限度額を1億1,120万円としておりましたが、事業費の確定によりまして1,120万円の減額をお願いし、1億円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっていません。

なお、8ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第28号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（後藤省治君） 日程第13、議第28号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第28号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,346万4,000円を追加し、予算総額を25億2,997万7,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、総務管理費におきまして、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務に係ります委託料の増額、清流の国ぎふデータヘルス推進事業データ分析業務に係ります委託料の減額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

保険給付費では、介護サービス等諸費におきまして、居宅介護サービス給付費負担金に係り

ます負担金、補助及び交付金の増額、居宅介護住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

次に、介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防居宅サービス給付費負担金及び介護予防サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を行いました。

特定入所者介護サービス等費におきましては、特定入居者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を行ったところでございます。

高額医療合算介護サービス等費におきましては、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額の措置を行ったところでございます。

次に、地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を行ったところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） ただいま上程されました議第28号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

補足説明ではございますが、演壇にて御説明申し上げます。

今回の補正は、主に保険給付費と地域支援事業費におきまして、予算額に対し過不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額または減額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ1,346万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億2,997万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書8ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料でございますが、消費税率の改正に伴い介護報酬の改定が行われたことにより、新たにシステムの改修に係る委託料が必要となり、また予定しておりましたデータヘルズ推進事業につきましては、国保連合会のデータベースシステムの利用が可能となり委託料が不要となりましたので、それぞれの事業費を相殺し2万9,000円を減額させていただくものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金でございますが、こちらは訪問系サービスや通

所系サービスの給付に係る負担金で、予算額に不足が見込まれますので948万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5 居宅介護住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金でございますが、こちらは要介護の方の自宅の浴室やトイレなどの改修や手すりを設置した際に給付されるものですが、不用額が生じる見込みとなりましたので229万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目6 居宅介護サービス計画給付費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金でございますが、こちらは介護サービスの計画作成に伴う給付費で、予算額に不足が見込まれますので407万円の増額をお願いするものでございます。

次に9 ページ、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防居宅サービス給付費負担金でございますが、こちらは要支援の方への訪問系サービスや通所系サービスの給付に係る負担金で、予算額に不足が見込まれますので33万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目4 介護予防サービス計画給付費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金でございますが、こちらは介護予防サービスの計画作成に伴う給付費で、予算額に不足が見込まれますので15万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金でございますが、こちらは施設サービスを利用する場合、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう居住費、食費に関して負担限度額を超えた分について支給するもので、予算額に不足が見込まれますので242万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費負担金でございますが、こちらは介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算し限度額を超えた分について支給するもので、不用額が生じる見込みとなりましたので181万円の減額をお願いするものでございます。

次に10ページ、款4 地域支援事業費、項3 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、節19負担金、補助及び交付金の訪問・通所型サービス負担金でございますが、こちらは要支援の方が自宅を訪問してもらう訪問型サービスと施設に通う通所型サービスを利用された際に給付されるもので、予算額に不足が見込まれますので114万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入につきましては、国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ計上しております。

5 ページを御覧ください。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。こちらは国の負担分、給付費の居宅分20%と施設分15%相当分として210万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。こちらは市町村の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として37万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2介護保険国庫補助金の介護保険事業費補助金でございます。こちらは介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金として31万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目4地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業国庫交付金でございます。こちらは地域支援事業に係る国からの交付金で、事業費の20%相当分として22万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%相当分として333万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2地域支援事業支援交付金の地域支援事業支援交付金でございます。こちらは地域支援事業について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、事業費の27%相当分として30万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に6ページ、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。こちらは県の負担分、給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%相当分として190万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項3県補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業県交付金でございます。こちらは地域支援事業に係る県からの交付金で、事業費の12.5%相当分として14万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。こちらは町の負担分、給付費の12.5%相当分として154万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2事務費等繰入金の事務費等繰入金でございます。こちらは介護報酬改定等に伴うシステム改修等の事務費等の繰入金34万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、目3地域支援事業繰入金（総合事業）の地域支援事業費負担金繰入金（総合事業）でございます。こちらは地域支援事業に係る町負担分の事業費の12.5%相当分として14万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金でございます。歳入歳出予算の均衡を図るため、341万6,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第29号 令和元年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第14、議第29号 令和元年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第29号 令和元年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、垂井町水道事業会計予算第3条の収益的支出に683万9,000円を追加し、収益的支出の予定額を4億3,327万1,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、消費税を増額いたすものでございます。

なお、細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） 議第29号 令和元年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、水道事業の確定によりまして、納める消費税額が増となる見込みとなりましたので、消費税の増額をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第2条でございます。

令和元年度垂井町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額4億2,643万2,000円に683万9,000円の増額をいたしまして、4億3,327万1,000円とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページの令和元年度補正予算実施計画明細書を御覧ください。

款1水道事業費用、項2営業外費用、目4消費税、節58消費税でございますが、他事業の実施箇所の変更に伴いまして、予定していました管路工事を実施しなかったことによります課税仕入れに係る消費税額の変更に伴い納めるべき消費税額が増額となる見込みとなりましたので683万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、2ページ以降にキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 令和元年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後5時21分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 富 田 栄 次